

Ⅲ さまざまの分野からの提言

<テーマ：植民地支配の清算>

戦後日本国家の成り立ちと植民地責任

武藤一羊

2010年7月5日

第二次戦後の世界の覇者となった米国は、日本（占領）、朝鮮（分断）、沖縄（軍事植民地）とそれぞれ別形態で支配し、戦後の反共冷戦戦略の必要に合わせて別個な政策を実施し、それらを組み合わせた。日本に対しては、再び米国への脅威となることを防ぐためまず非武装化、民主化を実施し、東京裁判で軍人を中心とする戦犯の一部を裁いたが、勝者による裁判であるため、アジア民衆の被害については不十分、とくに軍慰安婦という性奴隷制は取り上げられず、原爆などアメリカ自身の戦争犯罪は枠外にあった。致命的な問題は米国が、最高の軍指揮官、戦争指導者の天皇を起訴せず、免責し、逆に占領統治のために利用するために、擁護し、持ち上げたことである。このことで戦犯たちは自己免責の根拠を与えられた。また東京裁判の責任追及は満州事変以後に限られていたことで、日本社会での戦争責任の了解範囲もそこに絞られ、近代日本の出発とともに開始された対外膨張と侵略・植民地化—沖縄、アイヌ民族の征服、朝鮮半島への干渉、侵略、植民地化、台湾の併合、中国への干渉と出兵など—は視野はいらなかった。

この自己免責の体系のなかでは戦前日本帝国の公然たる合理化・称揚と戦後国家をその原理で作直そうとする動機と衝動が国家の中核と社会のなかに保持される。1990年代後半、それが「靖国派」政治運動として影響力を広げ、ついに安部内閣が出現した。

戦後日本は、降伏によって一挙に植民地を失ったために直接植民地の民衆とその解放闘争との対決と交渉をつうじて脱植民地化するプロセスを通過することがなかった。被占領地、植民地の人びとが直接に声を上げるようになる1990年代まで、戦後日本は米国のアジア支配によって、その声から遮断されていることができた。その米国の支配に一体化しつつ、象徴天皇制、平和・民主主義憲法、戦前帝国の合理化原理が一体化した戦後国家がつくられていった。しかしこの一見完結したようにみえた国内体制は、米国の沖縄軍事支配と安保の下、米国による冷戦・熱戦への無条件の支持、加担を前提に維持されたものであった。この二つの体系はいわば背中合わせに結合され、日常的にはその結合部分は「日本内意識」には映じない仕組みになっていた。後者が前者に暴力的に侵入すると感じられたとき（典型的には1960年安保）、民衆側からの排除の力が働いたが、60年当時、沖縄や韓国が友として意識に映じることはなく、したがって歴史意識に媒介された脱植民地プロセスとはつながらなかった。1960年代後半から70年代にかけてのベ平連などのベトナム反戦運動、全共闘運動、リブ、三里塚などのラディカリズムのなかで、この結合部分と日本近代への批判的意識と視点が生まれて、今日の戦後補償運動を始め今日の脱植民地を追求する運動につながっている。2000年になってアジアの女性たちの力で、東京裁判を越える広がりや深さをもつ女性国際民衆法廷が開催され、「慰安婦」とされた各国の女性たちの証言をきき、世界的に第一線に立つ法律家たちの参加をえて、軍による性奴隷としての慰安婦の問題を全面的に取り上げ、天皇以下の責任を明らかにし、彼らに有罪を宣告したことは、ジ

エンダー正義の観点からも、民衆法廷の権威を確立する上でも画期的な意味をもっていた。

朝鮮戦争・中国封鎖、冷戦のなかでサンフランシスコ講和と第一次安保が結ばれ、それとともに、日本国家は、戦争中は皇国臣民として動員し、犠牲を強いた朝鮮人・台湾人から一方的に権利を剥奪し、植民地出身の旧軍人は「国籍条項」によって、戦争犠牲者援護法からも除外した。アメリカ占領軍は、日本に住む朝鮮人の性格付けを解放民族から在留難民、敵国人である日本人へさらに外国人へと無原則に転々と変えながら、朝鮮における反共支配の強化と連動して、日本国内の朝鮮人を治安弾圧の対象として扱い、1947年、占領軍と日本政府は、外国人登録令を施行、外国人登録証の常時携帯を義務付け、48年には朝鮮人学校の閉鎖を命じ、阪神教育闘争という大抵抗運動がおこった。朝鮮半島の分断と朝鮮戦争、日韓条約をへて、在日韓国・朝鮮人がコミュニティが日本列島社会に根を下ろす。「在日」の地位やアイデンティティはその後変化の過程をたどるが、民族的差別は社会的にも制度的にも深く根を下ろしている。政権交代後の今日でも高校無償化から朝鮮高校を除外する国籍条項差別がまかりとおり、在特会などの人主義的ヘイトキャンペーンが野放しになっている。脱植民地化のもっとも重要な課題の一つは、戦後期に原型が形成された在日コリアンの地位を、植民地支配時からの関係の歴史的総括、戦後における「在日」コミュニティと多数派日本社会の関係の総括のうえに、多民族社会としての列島社会の平等・対等な構成者として位置づけなおし、それに沿って多数派社会の在り方を根本から変えていくことにあるだろう。

他方、日本は、SF条約で、沖縄を切り捨てて米国の軍事支配にゆだね、米国の軍事植民地として提供した。この構造（冷戦・米国のアジア支配）下で戦後日本経済・社会の復興・発展が起こったのである。沖縄は1972年「返還」されたが、それは米国の軍事植民地としての沖縄の役割を変えることなく、その管理を日本国家が請け負うという二重の植民地化（米国の軍事植民地＋日本の国内植民地）に帰結した。沖縄は、基地の撤去を求めることで、この二重の抑圧からの解放を要求している。それは一個二重の過程である。普天間移設問題が明らかにしたように、国内植民地構造はヤマト・沖縄の二項関係ではなく、米国を最強の当事者とする複合構造をなしている。すなわちヤマト・沖縄の国内植民地支配の関係が米軍基地問題をめぐって展開する、逆に国内植民地状態からの解放という課題が日米関係の根本的改変を要求するという特殊な関係構造が存在しているのである。国連自由権規約委員会が2008年、アイヌ民族とともに琉球・沖縄のピープルに先住民族としての特別な権利と保護を与えるべしと日本政府に勧告したことは、沖縄とヤマト国家の関係に新しい次元を持ち込む要素として、今後大きい影響を持つてくるだろう。（アイヌ民族については越田提起にゆずる）。

戦後国家形成の核心部分に組み込まれた自己免責構造＋脱植民地化の欠落は、90年代冷戦の終わりとアジアの多くの独裁政権の崩壊のなかで、当事者による戦後責任追及が始まり、当事者による多数の訴訟が提起され、国内、国際的にそれを下から支えるネットワーク、キャンペーンが展開されるにつれて、目に見えるようになり、政治の表面に現れるようになった。だが戦後補償訴訟は、福岡地裁での勝訴（02・4、上級審です敗訴）を除いて、すべて敗訴（慰安婦・下関地裁（98・4）、中国人強制連行・福岡地裁（02・4）。事実認定、道義的責任、立法措置の必要など傍論で立法化の要請などを含む判決がふえてはいるが、全体として裁判所は、国家無答責、国籍条項、条約による個人請求権放棄、除斥期間経過、受忍義務、国家間相互保障など

の口実を都合よく組み合わせて問題を回避し続けている。立法措置は、国会図書館に恒久平和調査局設置のための法案、包括的な戦後補償法案などが推進されているが、まずシベリア抑留者への補償法、BC級戦犯、慰安婦法案の順で個別の立法化を勝ち取ろうとしている。シベリア抑留者への補償法は衆議院を通過したが、これも国籍条項で日本国籍者以外は排除された。右傾化を強める菅内閣の下で脱植民地化立法がどこまで進められるか、大きい障害が立ちふさがっている。

中期的に見れば、1990年代以後、戦後補償・靖国・教科書・「慰安婦」などが歴史総括問題と「戦後責任」問題の重なった領域で浮上し、解決を迫るようになった。この領域を脱植民地化の領域とつかむなら、脱植民地化は、日米同盟の解体再編とともに、今日の日本を作り変えるための（オルタナティブの）柱であると言えるだろう。そのための主要な努力は列島社会の主流をなす「日本人」コミュニティの中で行われなければなるまい。そこでは、永住外国人の地方参政権や「慰安婦」問題、教科書問題など、脱植民地に関連する 이슈が右翼との間で激しい争点になっている。こうして、脱植民地化は遠く離れた抽象的な問題でなく、日本社会はすでにこの問題をめぐる流動のプロセスに入っているといっている。これは、戦後隠ぺいされ不可視化されてきたこの問題を解決に向かって進めるチャンスである。

補足的な試論—「戦後発生責任」と脱植民地化

今日戦後責任と呼ばれているのは、日本帝国が植民地化・侵略戦争のなかで犯した個人への犯罪、一非戦闘員に与えた損害が、国家無答責の「法理」や国家間条約による請求権放棄を口実にして、取り上げられず、償われていないことへの戦後日本国家による謝罪や補償を指すと理解される。

だがそのほかに、日本国家が戦後に自己の選択によって旧植民地の人びとに与えてきた損害があり、脱植民地化を言う場合、この損害への責任は、戦前に加えられた損害への応答とは別個に果たされなければならないだろう。米国占領下で、占領軍は米国の朝鮮支配と連動しつつ日本に居住する朝鮮人コミュニティとその運動への激しい弾圧を行い、（例えば1948年「阪神教育事件」）、それに日本政府は全面的加担し、朝鮮人コミュニティを治安弾圧の対象とし、出入国管理体制の原型となる出入国管理令（後の入管法）を制定した。1952年、朝鮮・台湾など旧植民地の居住者は、「サンフランシスコ平和条約国籍離脱者」とされ、意志を問われることもなく、一方的に権利をはく奪され、出入国管理体制の監視の下におかれ、社会的差別と迫害に曝され、社会生活の重要な分野で（公式と事実上の）国籍条項によって排除され、「在日」としてくらす不利益と苦痛を数十年にわたって強いられてきた。この差別は、外国人差別一般ではなく、日本帝国による植民地支配に由来する差別であり、それは戦後日本国家によって選択され、今日に至っている。すなわちこれは、戦前の植民地支配に根をもちつつ、なお戦後日本国家によって引き起こされてきた差別であるから、「戦後責任」と区別して「戦後発生責任」と呼ぶべきであろう。この経過が広く認識され、国家としての謝罪と補償がなされることが必要であろう。その上で、「在日」の人びとに日本列島における平等な市民権を有する市民への選択肢が提供されなければならない。それは当然国政を含むすべての選挙における選挙権をふくむすべての国籍条項の廃止を伴う。

これは多元的で多民族の列島社会に向かって、出生主義、血統主義の国家了解を解体するプロセスでもあり、さまざまなアイデンティティの共存と相互作用によって豊かにされる社会である。

それは血統主義にたつ日本国家への同化（帰化）の反対方向に向かうプロセスである。

（この他、戦後補償をめぐる裁判闘争の分析、戦後補償立法化の運動と現状、国連など国際人権機関からの勧告、評価などに触れるべきだが、省略。武藤）

戦後補償（シベリア抑留）

長澤淑夫

今年（2010）、第二次世界大戦後にシベリアやモンゴルで強制労働させられた元抑留者に最高150万円の特別給付金を支給する特別措置法が、6月16日夕に衆院本会議で全会一致で可決した。これを報じた毎日新聞によれば、給付は抑留期間に応じて一人あたり、25万円から150万円を支給し、財源には独立行政法人「平和祈念事業特別基金」の約200億円を充てるといふ。また、特措法では、抑留の実態解明が進んでいない現状を踏まえ、政府に対し死亡者などに関する調査を進めるための基本方針を策定することも義務づけた。

シベリア抑留者の補償要求運動は1970年代の末に本格的に始まり、全国抑留者補償協議会（全抑協）のもとで最盛期には20万人近くの会員を擁し、大きな運動を展開した。しかし、自民党と歴代政府は、戦後補償は終わったとの立場を取り、こうした要求を入れることはなく、未払い労働賃金は捕虜所属国が払うとしたジュネーヴ条約（1949年）に依拠した裁判闘争も敗訴した。

（1997年）しかしシベリア抑留者の中には兵としての恩給加算に満たないものがあるため、シベリア抑留者で恩給欠格者には若干の措置を講じ、慰労金と銀杯を配った。さらに戦後の労苦を現在に伝えるため、平和祈念特別事業を展開した。この事業は展示でシベリア抑留と満州の引き上げを再現し、聞き取りによる労苦を冊子にして刊行してきた。（1988年）

元兵士には恩給法と援護法で報い、それに加え戦地加算、激戦地加算と抑留者加算で配慮を示す一方、空襲のような一般的戦争被害は国民すべてが受けるべき一般的戦争損害で、これには国家はなんら配慮しないとの立場をこれまでの戦後政府は取ってきた。裁判所もこれを認めてきた。平和祈念事業はこの体制を補完したにすぎない。例外は被爆者であった。さすがに政府も原爆を一般的戦争損害とすることはできなかったのである。またシベリア抑留者には恩給加算で配慮をしてきたが、抑留者で恩給欠格者には何らの配慮もない状態になってしまう。そこでさきの慰労金と銀杯となったのである。

同様の被害に対して戦後の西ドイツ政府は、ソ連での強制労働に対し、補償を行い、それにより捕虜が西ドイツ政府に対してもつ「労働に対する請求権」は消滅するとはっきりさせた。カナダやアメリカも第二次大戦時の捕虜の労働に対しては、抑留国が払わない場合には捕虜所属国が払うジュネーヴ条約の規定を守り、支払いを実行してきた。英米により戦後、捕虜として「南方」で労働に従事した捕虜には、日本政府も賃金を支払ってきた。

ジュネーヴ条約1949年法は、捕虜の弱い立場に最大の配慮をしめし、「捕虜労働は支払われるべし」との原則をまず立て、その後、所属国か抑留国がそれを支払うという構成をとっている。西欧諸国はこの原則をほぼ守り、支払いを実行してきたが、日本やソ連（ソ連の自国捕虜への対応は極めて残虐である。）は、この実行を意図的に怠ってきた。民衆の自由や幸福の実現のために民衆の権利の一部を信託して政府は成立したとの社会契約論は憲法前文で言明されている。しか

し戦後政府の戦後補償では、こうした精神はみられない。

今回の特別給付金の支給は、援護法と恩給法とは別個にシベリア抑留者に対して現金の給付を行う点、従来の政府の方法を改めるものである。しかし、対象を「日本国籍を持つ者」に限定した点に大いに問題である。すかさず韓国人元抑留者の団体「韓国シベリア朔風会」から反応があった。韓国人元抑留者は「日本政府からは、何の謝罪も補償も受け取っていません。極めて残念であり、不当かつ不合理であると思います。」という会から要望書が政府に提出されている。民主党政権においても、日本人として植民地人を兵や軍属として雇用した責任を無視し、現在の国籍を理由に元日本人を補償から排除するという誤りを犯している。

戦後補償は大日本帝国のおこした侵略戦争による被害の補償、植民地支配や従軍慰安婦への補償が第一に議論されてきた。そこでは、アジアの民衆に対して補償を実施しない戦後日本政府に対して、被害当時者はもちろん内外の世論はきびしく政府を批判してきた。

日本国民については、将兵にはそれなり補償し、一般国民にはしないという問題があり、旧植民出身者についてみれば、現在の国籍や国家同士が結んだ条約を根拠に、個人への補償を拒否するという点が問題である。こうした現状は、結局、侵略戦争や植民地支配への反省のなさ「政府は国民のためにつくられた」のに、実際には政府は国民を統治対象として扱っていることの結果である。

政権交代により多少の変化がおきているとはいえ、歴史認識の問題と人民主権の機能という点では大きな転換はおきていない。戦前の日本を美化する右派勢力の活動が活発である現状から、政府に大きな政策転換を決断させるような民衆運動により世論を動かし、アジア民衆との信頼を築きうる補償政策と、政府を民衆自身の手に取り戻すことが重要な課題となってきた。

<テーマ：多民族共生>

多民族共生について

越田清和

多民族共生を考える時には、二つの領域が関わってくる。一つは、アイヌ民族と琉球民族に代表される先住民族との共生という領域。もう一つは、「外国籍住民（在日外国人）との共生」という領域。どちらも日本帝国による植民地支配と現在も続く人種差別主義（レイシズム）の問題に関わる。ここでは、アイヌ民族の権利という視点から多民族共生について提言するが、ほとんどの指摘は琉球民族にもあてはまると思う。

1 日本政府は、アイヌ・モシリを一方的に日本の領土に組み入れ、その法律を押し付け、先住アイヌ民族の暮らしを破壊してきた植民地支配について真実究明・謝罪・補償という「脱植民地化」プロセスを開始する。

日本帝国による植民地支配については、アイヌ民族の代表的組織である北海道ウタリ協会（現在は北海道アイヌ協会）が1984年5月に総会で決めた「アイヌ民族に関する法律（案）」の「本法を制定する理由」で、こう述べている。

「北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持

ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いてきた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固辞してきた。

明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を持ち主なき土地として一方的に組み入れ、また帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである」

ここに述べられている歴史認識を前提にして、どのような犠牲者や被害があったのかについて日本政府が自らの責任で真実究明委員会を設置し調査を実施する、その事実に基づいて国内外にむけて謝罪することが、まず必要である。

2 国連・先住民族権利宣言にある条文全てを含んだ「アイヌ民族基本法」を、アイヌ民族との交渉を重ねて制定する。これを国内的な法律にとどめず、現在ロシア領となっている千島・樺太に対する先住権についての交渉権を含んだ「日本・アイヌ基本条約」の締結と位置付ける。

2008年6月6日の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（国会決議）を受けて、日本政府は「アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である」ことを認識した。「先住民族」と認めることを拒んできたこれまでの見解からすると大きな変化である。しかし、この認識でも依然としてアイヌ民族の文化の独自性が強調され、先住民族としての権利を実現することについては、はっきり述べられていない。

2007年9月の国連総会で、日本も賛成して採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連宣言）は、先住民族が回復すべき権利を網羅的にかかげる、「世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準」（第43条）である。宣言にかかげられた権利は、先住民族の自己決定権、文化的伝統と慣習の権利、国籍の権利、土地や資源・領域に関する権利（回復と補償を受ける権利を含む）、先住民族の土地・領域における軍事活動の禁止、国境を超える権利など、どれもいまの日本国家の枠組みを根本から変えることにつながる。

こうした権利は、アイヌ民族を、「日本国籍」は持つが自決権・自治政府をもつ権利などを持つ国際法の主体と認め、日本政府との外交的な交渉プロセスを経なければ実現しない。そのために、アイヌ民族が一つの集団として国政に参加する権利とアイヌ民族政府のような制度を發展させる権利を認める必要がある。

このプロセスは、1で述べた歴史認識の問題とも関連するが、近代日本国家の成立そのものを見直すことにもつながる。とりわけアイヌ民族の土地・領域を確定していく場合には、アイヌ民族がクリール諸島における本来的な主権者であることを日本政府とロシア政府が認め、「領土返還交渉」にアイヌ民族が参加させるべきである。

3 アイヌ民族の自治実現のための補償と自立化基金の設置をすすめる。

1984年の「アイヌ民族に関する法律（案）」では、アイヌ民族に対する保護的政策を廃止し、アイヌ民族が自主管理する「民族自立化基金」の創設を提案している。アイヌ民族が自主決定権を実現していく場合に、このような独自の財政基盤が必要である。

この財源としては、1869年に始まる植民地化にともなうアイヌ民族の被害に対して日本政府が

支払う賠償金、「北海道旧土人保護法」によるアイヌ民族に対する差別的な土地配分に対する損害賠償、「北海道開発」による土地・資源の破壊に対する損害賠償、アイヌ民族が先住権を実現していくための日本政府による予算措置、アイヌ民族・非アイヌ民族などからの「税金」などをあてる。

4 土地および自然資源に対する権利を回復するために、当面は「北海道内」にある国有林、道有林、国立公園、道立公園、世界遺産地域、自衛隊演習場など居住者のいない公有地をアイヌ民族に返還（あるいは共同利用、使用权の設定）する。

国連宣言第26条では、先住民族が伝統的に所有・占有・利用してきた土地、領域や資源については、先住民族が所有・使用・開発・管理する権利を持っているとし、国に対しては、それを法的に認め保護することを求めている（ここでの土地や領域、資源には水域や沿岸海域も含まれる）。また第25条では、こうした伝統的空間や資源との精神的つながりを重視、それを未来の世代に伝える権利も強調する。つまり、この権利は、文化や言語、価値観などを含むアイヌ民族など先住民族の権利の核とも言うべきものである。したがって、現在の「北海道」の面積の50%を超える国有地については、アイヌ民族への返還を進めるための作業を開始すべきである。同時に、アイヌ民族が長く生業としていたサケ漁やクマ・シカなどの狩猟権、植物資源（繊維確保のためのオヒョウの樹皮やガマ、食糧としての山菜など）の採集権、鉱物資源の利用権などが、今すぐに認められるべきである。

5 アイヌ語を公用語とし認め、義務教育段階から学べるようにする。またアイヌ民族の視点に立った歴史教育を進める。

6 国連が採択した国際人権関連条約を完全に批准する。とくに、人種差別の扇動を刑法上の犯罪として処罰する義務を定めた人種差別撤廃条約第4条（a）（b）の留保を撤回する。

<多民族共生>

日本で暮らし、日本国籍を持たない人々に関する提言

佐竹眞明

現状

日本社会で暮らし日本国籍を持たない人々（以下、在日外国人と略す）は外国人登録法により地方自治体への外国人登録を義務付けられている。その登録者数を見ると、2009年218万人であり、2008年より約3万人減った。世界金融危機の影響で在日の日系ブラジル人が職を失い、帰国せざるを得なかったためである。ただし、1975年在日外国人は75万人だったが、90年には100万人を超え、98年150万、2005年には200万を超えた。その他、在日外国人を管理するもう一つの法律、出入国管理及び難民認定法に規定された滞在期間を超えて、日本に居住する超過滞在者（＝外国人登録をしていない未登録者）は現在、10万人余いる。こうみると、過去30年余で在日外国人は3倍に増えたことになる。

外国人登録者の国籍は中国 68 万、韓国・朝鮮 57 万、ブラジル 26 万、フィリピン 21 万、ペルー 5 万などである。日本の植民地支配（1910-1945）に遡る経緯から韓国・朝鮮籍が多いが、1980 年代、他の国籍者が増え、90 年代から中国、ブラジル、フィリピンなど新来（ニューカマー）外国人が増加した。在住外国人の増加に地方自治体は様々な行政サービスの提供に迫られ、2000 年代に入って、自治体による多文化共生施策が整備されつつある。しかし、国家政府が取り組むべき課題が様々残されている。以下、政府が取り組むべき課題を中心に記し、提言する。

提言

1. 参政権

在日外国人の地方参政権について、1995 年 2 月、最高裁判所が「選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されていない。ただし、その措置を講ずるかどうかは国の立法政策に関わる」と判断したが、いまだに立法措置はとられていない。2005 年、総務省は『地域における多文化共生推進プラン』を公表し、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています」と記した。ここで「対等な関係」と提唱しつつも、政府は外国人の地方参政権を積極的に実現しようとしない。登録外国人 218 万のうち、140 万人は特別永住（ほとんどが在日韓国・朝鮮人）、一般永住（その他の外国籍者）資格を持っている。これら外国人は地方税・所得税など税金を納め、地域や日本社会との関わりを持って暮らしている。日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人だけでなく、在住 10～20 年に及ぶブラジル人、中国人、フィリピン人も数多い。しかし、2008 年秋からの不況で真っ先にブラジル人が解雇され、生活不安に陥ったにも拘らず、日本社会・経済を支える在日外国人の声は政治に反映されていない。こうして、永住外国人が増えた現在こそ、永住外国人による参政権を認めるべきである。当面は前述の最高裁判所の判決を踏まえ、地方参政権の実現が必要である。さらに、永住者の日本社会との関わりという点では、地方と国政を分ける必要は必ずしもなく、参議院・衆議院選挙への永住者の参政権を検討すべきだろう。国という概念を相対化し、日本社会は日本に長く住む人々が形成していくべきだと考えた方がよい。

ここで、衆・参議院に関する法文を検討する。日本国憲法第 44 条は「両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律で定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない」とある。つまり、憲法では両議院選挙について、被選挙権、選挙権を日本国民に限定していない。しかし、憲法でいう「法律」に当たる公職選挙法第 9 条は「日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と規定し、第 10 条では日本国民について、被選挙権を定めている。こうした憲法と法律との対比は自治体選挙についても見られる。憲法 93 条第 2 項は「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方団体の住民が、直接これを選挙する。」と規定する。つまり、この憲法規定も自治体選挙権を日本人のみに限っていない。しかし、公職選挙法は国籍条項を入れ、「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」としている。こうした点を踏まえ、1995 年最高裁判決も地域との関わりの深い特別永住者に選挙権を付与する措置を講ずることを憲法は否定していないと判断したのである。

まとめれば、憲法上、地方参政権でも国政参政権でも、日本人だけに認めるとは規定していない。法律で「国籍要件」をつけているだけである。最高裁 95 年判決も立法の裁量次第と判断した。永住資格者の増大を受け、まずは永住外国人による自治体選挙への参政権実現を図るべきである。投票だけでは不十分であり、被選挙権も必要である。そして、衆・参両院選挙における参政権も実現に向けて、検討を進めるべきである。なお、参政権が実現された場合、選挙チラシを多言語化する、政見放送を多言語放送するなどの措置を自治体や政府はとるべきである。

2. 外国人基本法・民族差別撤廃法

外国籍者も憲法の人権規定の共有主体である事を法律によって、明文化する外国人基本法が必要である。また、外国人に対する差別を禁止し、罰則規定を含む民族差別撤廃法の制定も必要である。

日本政府は 1995 年、人種差別撤廃条約を批准したが、国内法の整備には及び腰である。批准に当たっても、人種差別の扇動を刑法上の犯罪として処罰する条約第 4 条 (a)、(b) を留保した。理由は「憲法上の表現の自由に抵触する」恐れがあるからというものである。しかし、いわゆるわいせつ文書に関しては刑法で取り締まっており、差別を扇動する言動を取り締まらない理由は薄弱である。他方、条約第 4 条 (c)「国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長又は扇動することを認めないこと」に関しては、特に留保しなかったが、国内法は整備されていない。よって、2000 年に東京都知事 石原慎太郎氏が「不法入国した三国人、外国人が災害の時に騒擾事件を起こすかもしれない」という旨の発言をしても、何の処罰を受けなかった。

また、民間の住宅入居において、外国人だからお断りという事件が続く。神奈川県川崎市は住宅基本条例で国籍により民間住宅への入居に制約を受けてはならないと定めたが、人権基本法や民族差別を罰する法律が制定されていないため、法的根拠に欠けるため、条例には罰則規定を入れられなかった。

人種差別撤廃条約に基づき、外国人基本法、民族差別撤廃条約を制定すべきである。

3. 移民庁の設置

日本では外国人に関わる行政が法務省、総務省、文部科学省などに分かれ、縦割り行政が続いている。2009 年内閣府に定住外国人施策推進室が設置されたが、日系人への支援施策が中心である。在日韓国・朝鮮、その他の外国籍者を含む行政について、外国人基本法と民族差別撤廃法の発効と合わせて、専門の機関の創設が求められる。内閣府に移民局を設ける、さらに、移民庁を設立するといった措置が必要である。

4. 多様性をポジティブにとらえ、差別・偏見をなくすための価値観の転換

オルタナティブな社会のための 10 原則の 1、「多様性を実現する」には「多様な生が開花し、マイノリティが自由に生きられる社会をつくる」とある。こうした価値観の変化を日本籍の住民、市民、行政が共有すべきである。そのために様々な取り組みが可能である。幼児から小中高大学そして、生涯教育レベルまで、民族的多様性を尊重する、楽しむ取り組みが可能である。多様性は豊かさなのだという事を実感できるようにする。また、偏見・差別がいかにかに在日外国人を疎外し、権利を奪ってきたか、そうした事をより多くの人知ることが必要である。住民、市民運動、自治

体や政府の企画、プログラムでもいろいろなことができる。まだまだある偏見を溶解し、日本で暮らす日本国籍を持たない人、持つ人が対等とともに快適に暮らせるような社会を作り上げたいと思う。その意味で、法律や制度の改正だけでなく、価値観の変化が求められる。そうした変化が伴わなければ、法律や制度を変えても事態は改善されない。

オルタナティブ提言——「在日」の立場から

崔 勝久（「新しい川崎をつくる市民の会」事務局長）

国際労働力移動の量的増加は、やがて質的变化を引き起こすだろう。質的变化とは、それら移動労働者たちが人間としての権利を、現に労働している現地で主張し、当該国の制度や法の改革をせまるという変化である。 花崎皋平

私は、日本生まれの韓国籍者で、在日朝鮮人2世です。「在日」ということで、日本で定住する、定住を希望する外国人（無国籍者を含む）を表したいと思います。在日朝鮮人には、韓国籍者、「朝鮮」籍者（朝鮮民主主義人民共和国とは日本は国交がないので、「朝鮮」は国籍とは認められていない）また日本籍者も含まれます。日本人社会への提言として以下、ふたつのことを記します。

（1）外国籍住民も日本社会の主人公なのではないか——「当然の法理」について

単一民族論は戦前の日本にはありませんでした（小熊英二『日本人の境界』（新曜社）。「韓国併合」やアジア侵略を正当化するためです。満州建設に際して五族協和が謳われ、昨今の「多文化共生」と同じように、上っ面の「多文化主義」（「コスメティック・マルチカルチャリズム」、テッサ・モーリス＝スズキ）の背後で、差別が制度化されていました。これは日本社会の主人公は日本人であり、外国人は「二級市民」だという考えを前提にしています。

西川伸一『立法の中核 知られざる官庁 内閣法制局』（五月書房）によると、いかに内閣法制局が絶対的な存在かわかります。そこで定められた「論理」は変更が許されず、「一度示した憲法解釈、法律解釈はだれが首相でも、政権交代があっても従来の見解を固守する」ようになっていくとのことです。その内閣法制局で出されたのが、「当然の法理」です。

地方公務員法には国籍条項がないにもかかわらず、1953年の内閣法制局の見解、すなわち、かの有名な高辻内閣法制局長官発言の、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という「見解」が今に至るも各地方自治体を牛耳っているのです。

法律でも政令でもないのに、改正されることはなく、「意見」ゆえに変えようがないものとされています。この「国家意思」はのちに、地方公務員の場合、「公の意思形成」と読みかえられています。戦後の日本人社会において、この国籍による差別を正当化する「当然の法理」がどれほど一般社会に強い影響を及ぼしたか、多くの日本人は知りません。

国籍条項を撤廃したという地方自治体もありますが、実態は、「当然の法理」の踏襲です。川崎は政令都市として最初に国籍条項を「撤廃」し門戸を開放しました。しかし「当然の法理」を絶対的に遵守すべきものとして受けとめ、その構成要素の「公権力の行使」によって外国籍公務員

に職務を限定し、さらに「公の意思形成への参画」によって管理職に就かせないのです。「当然の法理」はかくも根強く生きています。

現在川崎では、「市民の意思に拘わらず、市民の自由、権限を制限すること」を「公権力の行使」と定義付け、タバコや空き缶の投げ捨てさえ、外国籍公務員はそれを注意する職務に就けません。そういう職務が192にもなっています。

一方、昭和28年に内閣法制局長官が、憲法15条の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利」は、日本国民の「専有」でなく、「奪うべからざる権利」（かつての天皇制とは違う）という見解を出しています。内閣法政局の絶対的な権威からすれば、これを未だに日本人だけの固有の権利と右翼や自民党や民主党の一部の国会議員や市会議員が強調しているのは、無知か、わざとこれまでの経緯を隠していると思えません。このように内閣法制局の見解を無視し敢えて曲解することで、外国人の地方参政権の法案化に反対する運動が広がりました。

しかし10年も前から議員立法としてこの法案がだされたというのは、議員法制局のお墨付きを得ているということの意味します。それは外国人の地方参政権を違憲ではないとした最高裁判決と関係し、外国人の「公の意思形成への参画」を認めたこととなります。従って「公の意思形成への参画」を理由にして、外国籍公務員の管理職を認めないというのは矛盾します。

要は地方分権化を謳う首長が「やる」と決断すれば済むのです。今の首長が、かつての高知県の橋本知事のように振る舞えないのは、外国人の行政マンは許せないという住民の中の保守的、右翼的な声が怖いのでしょう。PP研の全国の読者に、例えば川崎で、外国人の地方参政権は絶対反対、選挙権が欲しければ帰化をしろと言いつつ、背広の裏に日の丸を貼りつけるような市会議員を本気になって落選させるような、積極的・具体的な行動をお勧めします。

（2）「住民主権に基づく住民自治」の仕組みを早急に作りましょう

4年に1回の選挙投票が住民の政治的権利なのでしょうか。現在の代議制民主主義の仕組みは、「住民主権に基づく住民自治」とは言えません。

日本人社会が過去の植民地支配に無関心で、戦後責任についても、外国人の人権についても思いが及ばず差別が現存するのは、現行の地方自治が形式的な代議制民主主義に終わり、住民が中心となって住民間の対話を重ねていきながら問題解決を図る、「住民主権に基づく住民自治」の仕組みになっていないという事実と裏腹の関係になっているのではないかと私は考えています。

政令都市内の分権化を図り最大で20万人くらいの小さな行政区にして、「住民主権に基づく住民自治」の仕組みを早急につくる必要があります。今年の京都と川崎の市長選では、「区民協議会」や「区民議会」を公約に掲げた人が惜敗しています。3年後はもっと明確な公約になっているはずです。

名古屋の河村市長は現行の地方自治制度を打破し「真の住民自治」を目指すとした、小学校区（又は中学校区）を単位にする「地域委員会」に国籍条項を設定しました。一方、三重県の市町村合併で誕生した伊賀市は、市の職員に関しては「当然の法理」を適用しながらも、各地区の自主性を重んじるために各地区に「区」を設置し、その「区長」に韓国人住民が立候補し当選したと報じられています（「民団新聞」2010年6月23日）。

地方参政権は国会での法律改正が必要でしたが、地方自治では条例で「住民主権に基づく住民自治」の仕組みが作れます。地域において様々な意見を持つ者が対話（討議）を通して物事を決

め、予算さえ組む民主的な運営がなされるようになれば、外国籍住民は当然のこととして被選挙権、選挙権を得て政治参加するでしょう。現行の地方自治の仕組みのままでは、外国籍住民は仮に参加してもそこに埋没するだけで、各党派の草刈場になります。民主、公明、共産党の案には植民地支配の清算という観点はなく、外国人の地方参政権に被選挙権がなく選挙権のみで、自分たちの党に投票してもらうことを画策しているように思えます。

川崎は100年の重工業化の結果、海辺を埋め立て、住民の憩うことのないコンビナートをつくり、公害の街となりました。今は公害を克服した「環境都市」と宣伝していますが、臨海部や車両から出されるCO₂や二酸化窒素などの数値は高止まりで、北部においても小児喘息患者が急増しています。川崎の駅前を除いた商店街は衰退し、高齢者を見守るネットワークは必須です。これは工業化を進めてきた近代日本の縮図です。

日本社会はもはや日本人だけのものではないのです。外国籍住民もまた自らの生活と人権のために、日本人住民と一緒にあって、この地域社会を変えて行くことによってしか生きていけなくなりました。ここから新たな対話が始まります。外国人のためではなく、日本人は自分自身のために外国籍住民と一緒にあってこの社会を変えていかなければなりません。その心構えと準備はできているのでしょうか。もう待ったなしです。

<テーマ：ジェンダー>

ジェンダー公正、ジェンダー平等な社会に向けて

船橋邦子

1、女性の人権は人権である

1995年国連第4回世界女性会議においてスローガンとされた、当然過ぎるほどの命題「女性の人権は人権である」は世界のいたる所で女性の人権が確立していない状況を明らかにしている。日本においても同様であることは以下の数値が示している。

日本女性の政治的、経済的、社会的、文化的地位は、2009年国連が発表したジェンダーエンパワメント指数（GEM＝政策決定過程にいる女性の割合）によると57位、世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数（GGI）では101位である。ジェンダー間における不均衡な力関係は夫からの暴力、セクシュアルハラスメントや性暴力を生み人間としての尊厳や身体の自己決定権や自由を、ときには生きる力まで奪っている。女性の自殺は世界3位、男性は10位という数字は男女ともに生き続けることの困難さ象徴している。

しかし見方を変えると、力による支配とコントロールを正当化してきた男性中心社会が浄化能力を決定的に喪失したサインであり、その意味でジェンダーは現代の問題解決のキー概念である。

「女性の人権は人権である」という普遍的真理が実感できるのがジェンダー平等社会である。それは①ジェンダー間格差のない人間の尊厳が侵されることのない生活と働く権利が保障される社会 ②男女二分法を超えて、個として多様な潜在能力を活かして相互に支え合う社会 ③基本的人権としての性の自己決定権が保障され暴力のない、安心して子どもを生み育て、老いを迎えられる持続可能な社会である。

この社会の実現にはジェンダーに敏感な視点で、あらゆる領域を問い直し、ジェンダー主流化

を進めることが不可欠である。しかし、まず優先すべき課題として、いかに性別分業体制を解体するか、希望のある持続可能な社会であるために何が不可欠かを提言したい。

2、性別分業システム解体と雇用・税制

男女二分法による異性愛を前提とした家族単位の社会システムは性別分業、性別役割を固定してきた。男性稼ぎ主モデル（大沢）の税制、社会保障制度は性別分業をベースとしたものである。この制度が性別役割を固定化し、女性から自立できる労働権を奪い、生き方を選択できない不自由さを強いてきた。女性を非正規雇用という不安定労働に追いやられ稼働力の低さのために女性の大半が貧困であるのも、この制度に由来している面が大きい。

貧困には女性の顔があると言われるように貧困の女性化の解決は地球規模の問題である。にもかかわらず、世帯単位のなかで貧困問題は見えず、長い間、日本のジェンダー平等政策の対象にはされてこなかった。しかし2000年に入り、新自由主義政策の徹底化で格差は一層拡大し、女性の貧困は深刻化している。1985年均等法以降、労働力の調節弁として女性たちは非正規雇用者として労働市場に参入し、現在、労働市場の半分近くを担っているが非正規労働者の割合は53、6%で非正規労働者の7割を女性が占めている。そのため年収200万円未満層の労働者のうち女性は8割、女性労働者の62%が年収200万円未満である（2007年度）。この背景にあるのが性別分業に基づく家父長的家族を前提とした世帯単位の社会システムである。1980年代、社会保障費を抑制するために登場した「日本型福祉社会」は、家族は一心同体という家族イデオロギーに基づいてケア労働（介護・育児）を女性の無償労働に依存する政策をとり性別分業は再編強化されてきた。

しかし少子化による労働力人口の減少に伴う労働力不足と超高齢社会の社会保障費用の増加は、女性に経済的自立と納税者の義務を負うことを要請している。言い換えれば、もはや性別分業を前提とした社会システムは変えざるを得ない客観的情勢にあると言える。またケア労働不足による育児放棄や児童虐待、高齢者虐待など、さまざまな社会矛盾もまた社会変革の必要性を訴えている。

まずは、このことを認識したうえで性別分業解体の政策として次の課題を提起したい。

女性が担ってきたケア労働を目に見えるものにし、ケア労働の社会化を進めること、具体的には保育所や高齢者ホームの充実を図ること。また男女ともに経済的に自立し、男女ともにケアする権利を行使できる制度をつくり、ケア労働を共有していくこと。さらに税制、社会保障制度を個人単位にすることで扶養控除を廃止すること。女性の労働権を確立し、均等待遇や同一価値労働、同一賃金で経済的自立を保障すること。ケアと両立する働き方ができる労働システムをつくることである。

3、安心して産める社会を、育てられる社会を

日本政府は男女共同参画政策を少子化対策と一体化して進めてきた。1989年特殊合計出生率1、57ショックで政府も財界は「育児休業法」を制定し、全国の自治体では「エンゼルプラン」など出産奨励推進政策がとられた。しかし2005年には1、25まで下がり、少子化対策は効を奏しているとは言い難い。将来への不安を抱き、生き難さのなかにいる女性自身がどうして安心して子どもを産み育てられるか。若者の2人に1人が非正規雇用、若者の相対的貧困率はアメリカに次

いで2位という現状は、結婚したくてもできない、子どもを持ちたくても持てないという結果を生みだしてきた。妊娠から出産、子育てが安心してできる環境を整備することは公的責任、国家や自治体の義務である。子どもが産みたくても産めない社会は持続可能な社会ではない。また産んだ女性は第1子出産後7割が職場を去っている。仕事と子育ての両立の制度が確立していないことと大きく関係している。子育ての社会化のひとつである保育所は待機児童が激増している。親の収入にかかわらず、すべての子どもを大切に育てよう、という「子どもの権利保障」の視点に立った公的保育の整備が求められる。ところが新政権は前政権の保育政策を継承している。ひとつは民営化路線であり、もう一つは「ワーク・ライフ・バランス（WLB）」（仕事と生活の調和）政策である。民営化問題は、「利用者の多様なニーズにこたえられる」よう企業や参入を呼びかけ市場化を図っている。WLB政策は少子化対策として出されたもので企業や個人の自主性に委ねられた「ここがけ論」にすぎず、誰が享受できるかといえば恵まれた労働環境にある一部のエリートに限られる。WLB政策推進の前に取り組むべき課題は最低生活費の保障、均等待遇、長時間労働の規制、働き方を選択する権利の保障である。人間らしい働き方の可能性なくしては安心して産める社会を、育てられる社会とはいえない。

4、近代の価値にとって替る新たな価値創造と運動の展開に向けて

以上、ジェンダー平等のオルタナティブ社会の構築をめざして政策課題を中心にのべてきた。ジェンダーの主流化を進めていくためには学際的（interdisciplinary）ではなく、総合的（holistic）な視点が大切である。女性差別撤廃条約の前文は、性差別と貧困、戦争の相互連関を示唆し、力の論理を正当化してきた近代の価値にとって新たな価値創造と示唆している。「国連女性の10年」の三大テーマは「平等・開発・平和」も同様である。

しかし日本の政策では「開発・平和」のテーマは捨象されてきたと言っても過言ではない。この政府や自治体の動きにたいして女性運動もまたタテ型だった。横断的ネットワークをいかにつくりだすかは今後の課題である。

またジェンダーに敏感な視点をもった人材が政策決定過程及び執行機関に一定程度（30%といわれている）存在することが不可欠である。また総合的・横断的に推進していく体制の強化が必要である。そのためには政策提言を含めた運動と政策決定者・推進者との緊張関係と保ちつつ、いかに協働関係を構築するかが重要である。

国や自治体への提言活動以上に重要なのは、社会構造によってつくりだされた弱者同士が繋がり、支援し合い、力の論理に支配されない、それにとって替る価値観や文化をつくりだす活動をいたるところに創りだしていくことだ。その場合、弱者といってもポジショナティブによって決して1枚岩ではない。より力があるものは、そのことを自覚することが求められる。また成果や効率ではなくプロセスを重視する日常活動の積み重ねのなかから、脱暴力の男性中心社会にとって替るオルタナティブな価値を創造し、ジェンダー平等に近づく一歩なのではないか。ジェンダー平等社会は、人にやさしくなれる自分がいることを幸せに思えるような人によって構成される暴力のない平和な社会なのだ。

<テーマ：多様性>

障害者政策

鶴田雅英

障害者問題全体に関してトータルなオルタナティブを提示することはぼくの手に余るのだが、総論とのからみで障害者問題を提起することで、総論の抽象性をもう少しだけ具体的なものにしていきたい。それは近代社会への根元的な問いを明示することにもなると思う。障害者政策は近代を支えてきた原理との決別を明示するものにもなりえるかもしれないという直観を抱きながら、以下を書く。

社会を変える主体としての「障害者」。

いままでの歴史の中で「障害者」は社会を変える主体としてカウントされてこなかった。彼らは援助を必要とするもの、何かをしてあげる存在としてしか語られてこなかった。オルタナティブ社会を実現する主体に「障害者」とされる彼女や彼、一人ひとりが含まなければならないというのは耳障りのいい原則だ。しかし、そのための努力が現在、どれだけ行えているかといえども心もとない。そのために必要なことは物理的な問題から「知的障害」「精神障害」とされる人への配慮まで非常に広範に存在する。そして、本当は待っているだけではだめなのだろう。すべての人がそのプロセスに関わるため「合理的な配慮」が必要だし、その「合理的な配慮」とは何かという議論が必要だ。

「障害者」の課題は多様性の承認の問題としてだけあるのか。

確かにそういう側面もある。しかし、それだけでは決定的に欠落しているように思う。障害者政策を考えることは近代と決別するオルタナティブな社会を考える一つの機軸になるはずだというのは冒頭に書いた話でもある。そこで重要だと思えるのが「生存権の無条件の承認」。これを「存在の無条件の承認」と呼んでもいいだろう。「何かをすること」とりわけ「生産」「開発」することに意味があるとされた資本主義近代から、ただ存在すること、「あること」「生きていること」が大切にされる社会への転換が問われているように思う。

例えばALSの人は

障害者はどのような場合に生存権が保証されていないのか。例えばALS（筋萎縮性側索硬化症）患者が置かれている状況は障害を持った人を生きさせない現状を明示している。ALSの症状について、医学書などでは3年から5年で死にいたると記述されていて、いま（2010年7月19日）Wikiでもそのように記述されている（ぼくが書き換えたものはかなり戻され捻じ曲げられた）。しかし、現実には人工呼吸器の装着によって生存を維持することは可能になっており、介助者を入れることで尊厳のある暮らしを実現している人は増えている。にもかかわらず、人工呼吸器を

装着して生存することを選ぶのが困難な状況が続いている。それは、そのケアの体制を作ること
にいろいろな壁があるからであり、人工呼吸器を使用しながら尊厳ある生を送ることができるこ
とが理解されてこなかったからだ。その結果として、ALS患者やその家族に人工呼吸器を使用して
尊厳ある生を送るという選択肢が提示されてこなかった。(これらは5年ほど前のデータであり、
現状がどのようになっているかは知らない)。つまり、ALSの人は生存を無条件に保障されること
なく、死を選択させられている。ALSでだんだん動けなくなっていく人の「呼吸器を外す権利」に
ついてはここでは保留するが、少なくとも尊厳ある生を送ることが可能であるという状態が準備さ
れる必要があるのだと思う。

それなりの税収が必要

また、社会がどこまで「障害者」の生存を支えることができるのかというのは社会の成熟度の
ひとつの指標として使えるかも知れない。生産力至上主義の否定がポスト近代の課題ではあるが、
そこには一定の「生産力」は必要になるかもしれない。現状では産業化「先進」国であることが、
重度の障害者の生存の条件になってしまうことは否定できない。必要なくつかの制度を維持す
るためにそれなりの生産力と税収は必要になる。今後、世界が、そして、この列島がどの方向に
技術や資源を使っていくのかということが問われているように思う。

手間ひまのかかる民主主義の徹底

このように、こうあって欲しいと思えるオルタナティブな社会を形成するために一定のコスト
も払うことが必要となる。そのためのコンセンサスをどのように形成していくのかというのも課
題だ。

つい先日のことだが、障害者自立支援法（以下、自立支援法）の「改正案」が上程された。民
主党は野党時代、この自立支援法に真っ向から反対し、障害者運動と協力関係を結んで反対運動
を支援していた。その結果、政権交代直後、内閣府に障がい者制度改革会議とその推進室が置か
れ、当事者が過半数の制度改革のためのシステムが組まれた。推進室長には障害者当事者のそれ
なりにラディカルな運動を推進してきたDPI（障害者インターナショナル）日本会議のメンバーの
東弁護士が選任された。それは湯浅誠さんによると社会運動の成果を政策に生かしていくために
現在考えられるもっともベターな仕組みだった。

政府が制度設計を依頼したその委員会で、どのような制度が作られなければならないかという
議論を行っているまさにそのときに、その委員会には何のことわりもなく、民主党は自民党と公
明党が政権交代の前に出した障害者自立支援法の改正案を丸呑みし、それが国会の委員会で採択
された。幸いにも鳩山辞任のどたばたでぎりぎり本会議にかけられることは回避できた（もちろ
ん、採択させないための運動も形成されたが）。

この問題から見えてくることがいくつかある。まず第一に社会運動が獲得した成果のもろさだ。
社会運動は獲得した成果の上に安住することなく、常に権力と緊張関係を持つことが必要なこと
が明らかになった。

その上で、なぜこのようなひどい裏切りが行われたのか想像してみた。その背景には手間ひま

のかかる、当事者中心の民主主義への拒絶があったといえるのではないだろうか。

現状の自立支援法の問題を一刻も早く何とかして欲しいと願う障害者は確かにいる。しかし、当事者の声を聞くプロセスや、その上で合意を図るプロセスには時間がかかる。私たちの中には、手間ひまのかかる民主主義よりも「良い独裁」を求める声は確かに存在する。ゆっくりでも時間がかかっても当事者の声を聞くプロセスや、その上で合意を図るプロセスが必要なのだというコンセンサスが形成されなければならないと思う。「ゆっくり」は近代の生産力主義に毒された私たちに、時には苦痛となる。しかし、苦痛を多少がまんしても「ゆっくり」が必要なことがある。

「存在の無条件の承認」は社会モデル

「障害学」という学問が1990年代の後半に日本で紹介された。それは障害者運動を背景に生まれた学問だ。以下のような説明もある。

===

障害学とは、「従来の医療、社会福祉の視点から障害、障害者をとらえ」ようとするのではなく、むしろ、逆に「個人のインペアメント（損傷）の治療を至上命題とする医療、『障害者すなわち障害者福祉の対象』という枠組みからの脱却を目指す試み」のこと

障害と身体社会学

——障害学における〈身体〉の復権をめざして——

西村高宏

<http://www.med.osaka-u.ac.jp/pub/eth/0J2-2/nishimura.htm>

===

問われているのは医療やリハビリで障害者を変えることではなく、障害者が「普通に」生きるのを妨げている社会を変えることだ。それは「障害者」がそのまま生存すること、その生存権が無条件で承認されることでもある。

「障害者にされてしまった」という問題

また、それは戦争や公害で「障害者」にされたことをどう見ていくのかという話にもつながる。戦争や公害が原因で「障害者」にされた人がさまざまな場面で、無力でかわいそうな被害の象徴として描かれてきた。そして、それは反戦や反公害闘争、あるいは放射能被害への告発の運動の中で多用されてきた。傷つけられたものの視線で戦争や公害を引き起こした加害者が告発されなければならないのは当然だが、その障害者が尊厳をもった生を送ることができる社会、そして手立てがまず用意されなければならない。彼女や彼が告発のシンボルになりえるとしたら、それは単に被害を受けたかわいそうな存在として描かれるのではなく、彼女や彼が尊厳を持って生きようとするその意志を賞賛するような形であって欲しい。

このことがどのようにオルタナティブ社会と関係するのかわかれるかと思われるかもしれない。オルタナティブな社会では被害者にされた障害者がただかわいそうな存在だとされないような関係性が求められていると思う。こうあって欲しいと思えるような関係を創出するための制度設計が問われている。

結語にかえて

以上、障害者政策とオルタナティブについて、思いついたことをあまり脈略なく列記してみた。とても大切なことで抜け落ちていることや、間違っていることもあるかもしれない。しかし、これをオルタナティブ社会について障害者という視点から見ていくための、とりあえずの議論の出発点として提示したいと思う。

<テーマ：雇用と労働>

伊藤みどり

働くって何だろう！ 長いこと私たちは、「資本主義」の中に生きてきて、「社会主義」や「共産主義」「新自由主義」などの崩壊も見てきた。今、現在、すべてのイデオロギーが非現実的で「今までの主義はすべて偽りで本当の主義は、これだ」と論じてみても、色あせて見える。

政権交代して見えてきたものは、資本主義も、すべて把握できないほどに複雑な違いや共通項など現実があることが見えてきた。見えてきて初めて、政治家任せではなくて考えていることは、唯一の希望かもしれない。こんなことを論じている間に、人間によって変化した地球環境に、人間は住めなくなるかもしれない。しかし、その自然の中でさえ別の生物は生き続けるだろう。

いわゆる「労働者の歴史」は、人類の長い歴史の中ではわずかな期間でしかない。資本家階級VS労働者階級という単純化の中で物事を見ると、見えなくなってくるものがたくさんある。

今、必要なことはなにか！ 疲弊して、働くことが怖い、会社の中では友人はできない。生活できない。でも働くことも怖い。こうした生の声に、どう向き合っていくか、真剣に考えるときではないだろうか？

2010年6月24日政府の諮問機関である雇用政策研究会の報告書が出された。これは、民主党政権の新成長戦略の下に書き下ろされたものである。そこでは、「持続可能な活力ある社会を実現する経済・雇用システム」がメインテーマになっている。イメージとして○雇用の場が十分に確保され、職業キャリアが形成できる。○仕事と生活の調和が実現できる、○生活を支えるしかるべき収入が得られる○企業が活力をもつ、となっている。そのために、①雇用の質の向上する働き方の改善②全員参加型社会、トランポリン型社会の構築（若者・女性、高齢者、障害者への就労支援、セフティネットの強化など）③雇用の量の拡大と質の向上のための経済システムの構築をするということだ。

この報告書の内容は、従来の自民政権時代のアメリカ＝新自由主義的資本主義から、EU・北欧型の資本主義への転換にも見える。しかしEU/北欧と、似て非なること、それは、労働組合の労使協定が、日本では、大企業中心の、ごく一部しか適用されておらず企業別労働組合では、

自社の正社員労働者を守ってもパートや別会社の派遣労働者を仲間として扱わない、女性のリーダーは少なすぎ、多くの労働者の信頼をなくし弱体化していることだ。

私は、1970年代から実際に製造現場や販売職、事務職など、いろんな職業を30年経験してきた。その経験からも、現在の職場は激変した。30年前も製造現場は、多くの職業病を生み出すなど問題は山積みであった。しかし、働く者同士は、仕事で助け合い、5時過ぎは、昼間の仕事がどんなにきつくても仕事が終われば自由な時間があつた。高度成長期は、若い世代でも貯蓄できる余裕があつた。人生を、どう生きるか、選択する可能性はかなり大きかつたと思う。しかし、それも、バブル期の日本では、という話に過ぎない。

しかし、今はどうだろうか？働くもの同士は、競争相手だ。残業は当たり前、賃金は最低限の生活にも支障が出てきた。しかも、この競争は、国境を簡単に越えている。富裕層の拡大と貧困の広がり。この閉塞状況を、どこからオルタナティブに考えるべきなのか、自己責任でも他者責任でもなく、考える時期だと思う。

ひとつは、私たちの身近な組織の点検からはじめたら、どうだろうか、何故、労働運動の組織化がすすまないのか、なぜ、女性の参加が大きくなり、女性の地位が低いのは女性の責任なのか？遠くの政治の問題ではなく、身近な政治の問題として、自らも含めてもっと具体的に議論が進んでほしいと思う。そのためには、まずは、現状把握が重要だと思うがどうであろうか？派遣労働法が、国会の継続審議にされたが、与党3党の政府案は、女性の派遣労働者の問題を置き去りにしている。なぜ、こうしたずれが起きてくるのか、労働組合の自己評価を厳しくする時期ではないか。孤立化し、ユニオンにもつながることができない人たちが、つながり、学び自信を回復し自己主張できる場所が必要だ。単に、労働法がいくら改善されても、権利行使できるのは、ごくわずかな人たちだけだ。職業訓練や人とのつながり方も学べる労働者のための教育機関が早急に求められている。日本の労働運動は、代行主義的でサービス提供型であり、労働者の元気を引き出す教育、トレーニングの方法を学んでいく必要がある。その材料は、アジア各国、韓国やアメリカの労働運動にも、たくさんの教材が存在している。まずは、その日本版を一緒に作って一緒に実践することが、早急に求められている。

当事者の力こそ、宝であり、つながれなければ、提言は絵に描いたもちにしか過ぎない。

<生存権保障>

なすび（山谷労働者福祉会館活動委員会、「持たざる者」の国際連帯行動実行委員会）

生存権保障を制度的に実現するためには、まず、生存権をめぐる基本認識を確認しておくことが必要である。すなわち、社会的に排除され生存権が脅かされている少なからぬ人々が、世界はもとより日本にも存在すること。そして、生存権に対する脅威はたまたまそのような境遇の人たちがいるなどというのではなく、社会的・構造的・歴史的に形成されていること。だからこそ、生存権は恩恵的に提供されるものではなく、剥奪された者たちが当然の権利として要求し、社会はその保障に責任を持つべきものであること、である。

封建社会から近代における資本制社会への「発展」は、必ずしも人々を解放し人間性の獲得を実現するものであったとは言えない。『女工哀史』に活字化された工場制手工業における過酷な労働、死の危険と常に隣り合わせであった炭坑労働、帝国主義的侵略を背景とした強制連行と奴隷的労働、農村における過剰労働力を「金の卵」と煽って動員した高度経済成長、土建国家を最下層で支えた建設・土木日雇労働、低成長時代の合理化による失業率増大と低賃金外国人労働者の導入、新自由主義的な規制緩和による弱肉強食社会と無権利・不安定雇用の全社会化。大雑把にかいつまんで挙げても、これらはいずれも、経済界・資本の利潤追求とそれを支える国策・国家戦略という背景を持つものである。そこで社会的弱者の立場に置かれた人々は、生きるための自由な選択は阻害されて構造的に動員され、生活丸ごとの支配と搾取を受け、労働力として不要になれば社会的に排除されて棄民としてうち捨てられてきた。

生存権を保障するという事は、動員・労働力移動-抑圧・搾取-排除・棄民というこの社会の暴力的本質を批判的に捉え返し、生存権を剥奪され資本の駒として使い捨てられてきた人々に対し、国家・社会が責任を持ってその権利を回復するとともに、自由と生存が保障される社会システムへの本質的転換を進める意志を持ち、実行するという事である。人間が、近代化や生産のための駒として利用され殺されるのではなく、生存それ自体が尊重され価値付けられた自由な主体を獲得するという事である。

その認識を前提とし、社会的排除を受ける人々の生存権を回復するためには、その実態を把握し対策を講じなければならない。また、生存権保障を政策的に実施するにあたっては、社会的排除の被害者は行政的対応の枠からも構造的に疎外されているため、従来の野宿者対策にみられるような労働と福祉の分離といった縦割り行政では対応できない。従って、省庁横断的、かつ国家プロジェクト的に進める必要がある。社会的排除には様々な枠組みやレベルの問題があるが、ここでは他の個別ペーパーに含まれにくい問題を中心に、以下、列挙する。

(1) 生存権保障を直接担当する政府機関の創設

人間を労働力=駒として使い捨ててきた問題、特にそれが国策的に進められてきた歴史を捉え直し、国家と社会の責任において生存権を実現するために、総理大臣を筆頭とする内閣直轄の生存権保障対策会議（仮称）を設置する。また、既存の行政的枠組みでは、最も疎外される人々が従来同様対象から外れる危険があることから、省庁横断的業務を遂行する実権を有する担当部局を内閣府内に設置する。

(2) 所得格差の是正と所得再配分のための税制改革

社会参加を疎外する最大の要因の一つとして、低所得による生活困窮と社会的基盤の喪失がある。労働基準法に同一価値労働同一賃金の理念を導入し、雇用形態、性別、人種・民族、障害の有無などによらない、不平等賃金体系を許さない法制度を確立する。

また、所得税における累進制の増大、法人税率の引き上げ、消費税率の低減などにより、高額所得者から低額所得者への所得再配分、大企業から中小企業への利益再配分を行う。

(3) 全労働者への社会保障制度の実施

パート・アルバイトの非正規労働者のみならず、土木建設日雇労働者、日雇派遣労働者を含め

た全労働者に対する社会保障制度（雇用保険、医療保険、公的年金）の実施と、そのための業者に対する行政指導の徹底を行う。現在の日雇労働者手帳の発行には、土木建設労働者、日雇派遣労働者とも様々なハードルがあるため、全ての日雇労働者が容易に手帳を取得することができる制度へと改善する。また、制度があっても業者がそれを無視している実態があるため、必ず社会保险に加入し労働に対しては印紙を貼るよう業者を管理・監督し、違反業者は摘発する。

（４）労働力市場への行政介入と労働者のイニシアチブ、中間搾取の禁止

労働力市場を完全に自由化すれば、人間は単なる労働力として査定・処理され、労働力市場からはじき出される人が現れるのは自明である。労働の機会が生存権を実現する重要な柱の一つであり、国家・行政はこれを保障する責任を持つ。そのため、国・自治体は政策的に労働力市場へ積極的に介入し、民間事業による労務供給から公的な制度への移行を進めて労働の機会を保障するとともに、労働組合ないし労働者側のイニシアチブによる需給調整を行う。また、労働者派遣法については、登録型派遣の禁止はもとより、全ての中間搾取を禁じる労働者保護法へと改正する。

（５）無届け業者の摘発と寄宿舎制度の解体

多くの日雇労働者や野宿者が人夫出しを経由して業者の飯場などの寄宿舎に入り、日雇労働に従事している。しかし、飯場を持つ業者の多くが労基署への届けのない闇業者であり、事実上のタダ働きや不当な搾取、労働者の半拘禁的状态が横行している。また、飯場の火災による死者が出るたびに、消防法に違反した寄宿舎が多いことが指摘されるが、依然として安全性と人権を無視した業者が多い。これらは、下層労働力を寄宿舎に囲い込んで暴力的に支配し動員した歴史的な寄宿舎制度の延長線上にあり、現代においても本質は変わらない。また、近年は業者が第二種福祉事業者を名乗って飯場に施設を併設し、生活保護受給者を囲い込んで労働現場に動員する例も多数伝えられている。国・自治体行政は、このような無届け・違法業者を摘発するとともに、暴力的搾取の温床となっている寄宿舎制度を解体する必要がある。

（６）国による居住・住宅政策の充実、居住権の保障

上記の寄宿舎制度のみならず、社員寮などは、労働力確保の一環として事業者側が主体的に進めてきた歴史的経緯がある。しかし、これは事業者が労働者の生活・生存の根本的要件である居住を丸ごと支配するとともに、解雇により労働者の生活基盤が直接的に脅かすことにもなっている。生存権を保障するためには、その基盤的要件である居住権を保障しなければならない。そのため、国・自治体は、住宅市場に丸投げしない居住・住宅政策を持ち、特に低所得者が入居し得る低家賃の公的住宅を建設する必要がある。これにより、企業丸抱えの生活ではなく、労働事情とは無関係に居住とその自由が保障されるべきである。

また、生活保護を受給する人の居住の確保を民間に委ねている現状が、貧困ビジネスによる保護費のピンハネを生んでいる。行政は自ら宿所の提供を行い、行政責任において具体的に居所の確保を実施する。しかし、これはいわゆるシェルターなどへの収容・監視政策となってはならず、受給者の自由と人権が保障されつつ、単身孤立させないケア・ネットワークを成立させるものでなければならない。

(7) 住民登録によらない市民的権利の保障

現在は、住民票があることにより、選挙権を初めとする市民的権利が保障されている。しかしこれは、労働環境や居住が不安定な人や、種々の事情で住民登録を行っていない人から市民的権利を剥奪し、政治参加から排除することにもなっている。野宿を含めたそれぞれの居住の実態に合わせて、市民的権利は保障されるべきである。

(8) 野宿者に対する強制排除の禁止

生活困窮を主たる要因として公共区域に野宿をする人々に対して、強制排除など、本人の自由な意志によらない野宿生活の解消を強制することは、深刻な人権侵害である。全ての人が一定の居住環境とその選択の自由が保障されていない以上、公共地での野宿は居住権の行使と言えるものであり、排除は居住権の侵害である。国連社会権規約の主旨に則り、国・自治体は野宿者に対する強制排除を日常的に行っている事実を認め、これを即刻やめるべきである。

(9) ベーシック・インカムを導入

生存権が人間の基本的権利として無条件に保障されるには、労働を前提としない、労働過程から切り離された生存保障でなければならない。それを実現するため、人が生きているだけで最低限の生活が営みうるだけの基礎的所得を、社会的かつ直接的に保障する必要がある。すなわち、ベーシック・インカムを国として導入すべきであり、まず、その制度設計のための検討を始める必要がある。

(2010. 9. 23 暫定版)

貧困と差別の結託に抗するために～ハウジングプアを中心に 稲葉 剛

(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい／住まいの貧困に取り組むネットワーク)

* 〈もやい〉の生活相談の現状

2008年秋から始まった世界同時不況が長期化するにつれ、仕事と住まいを失い、ホームレス状態へと追い込まれる人々が増加し続けている。私が代表を務めるNPO法人自立生活サポートセンター・もやいでは、生活困窮者への相談・支援活動を継続して行なっているが、2008年秋以降、相談件数は以前の約3倍以上に増加し、現在でも毎月150人程度が事務所に支援を求めて来所するという状態になっている。

相談者の年齢は10代から80代まで様々であり、単身の男性がほとんどを占めるものの、女性や複数世帯の相談も増えてきている。「親子で車中生活をしている」、「夫婦でネットカフェ生活をしている」というケースも珍しくなくなってきた。相談者がこれまで仕事をしてきた職種も、建築・土木、製造業、警備など従来から見られる職種に加え、メディア関係、福祉・医療職、自営業、官製ワーキングプアなど不況の長期化とともに多様化してきている。また、10代～20代の若年層の相談者の生い立ちを聴くと、子ども時代からの貧困が現在の本人の経済的・精神的状況

に大きな影響を与えていることがうかがわれ、「貧困の連鎖」という問題は浮き彫りになっている。

* 日雇労働者・野宿者への差別・偏見

2006～2007年に「ワーキングプア」や「ネットカフェ難民」が社会問題化するまでは、日本における貧困問題は長らく解決済みの問題と考えられており、生活困窮者に対する差別や偏見がその見方を助長してきた。

そうした差別・偏見の1つとして挙げられるのが単身の寄せ場の日雇労働者・野宿者に対する差別意識である。

「ネットカフェ難民」が社会問題になる以前から、寄せ場労働者や野宿者への支援に関わる者の間では、「都市全体が寄せ場化している」ということが共通認識となりつつあった。日本最大の寄せ場、大阪・釜ヶ崎で活動してきた生田武志は、再三、「日雇労働者がリハーサルし、フリーターが本番をしている」と警鐘を鳴らしてきた。

つまり、「日雇い労働（ワーキングプア）ードヤ、飯場（ハウジングプア）」という、寄せ場特有の状況が都市全体に拡散し、「派遣などの非正規雇用（ワーキングプア）ー会社寮やネットカフェなどの不安定な居所（ハウジングプア）」という状況に拡大してきたと言える。

このように、雇用や住宅の不安定性という構造から見ると、「ホームレス問題」「ネットカフェ難民」「派遣切り問題」は地続きの問題として捉えることができるが、主流のマスメディアこれらを別々の問題と認識しており、政策立案者もそのことを前提にバラバラの対策を実施している。そこには日雇労働者や野宿者に対する根強い差別意識がある。

* 女性の貧困に対するまなざし

同様に、日本社会に内在する差別意識が貧困問題の全体像を見る眼を曇らせている例として、女性の貧困に対するまなざしが挙げられる。

マスメディアにおいて「ネットカフェ難民」や「派遣切り」の典型として取り上げられた事例は、若年男性の派遣労働者であった。こうした報道姿勢やそれを受け取る視聴者の意識には、「これから世帯形成をして家計を支えるべき若年男性が貧困に陥っている」ということに対する同情が根底にあったことは否めない。

裏をかえせば、シングルマザーの貧困に象徴される女性の貧困問題は日本社会に根強いジェンダー規範に阻まれて、社会問題化しにくい状況に置かれている。「女性と貧困ネットワーク」がその設立集会（2008年9月）のアピールにおいて、「男性の貧困が、女性なみの貧困になってきた（貧困の女性化）ことで「貧困」が社会問題視されるようになりました。しかし、女性はずっと前から貧困でした。そして今、女性の貧困は悲惨さを増しています。」と指摘したのは、まさにそうした社会意識を変えないと女性の貧困問題を可視化できないという問題意識からである。

フェミニストたちが指摘してきたように、男性稼ぎ主を中心とする世帯単位の社会システムは、この国の税制・社会保障、労働政策など隅々にまで行きわたっている。住宅政策においても、住宅ローン減税を中心とする持ち家重視政策、公的住宅における単身者軽視など、「標準的なライフコースを歩む人たちを優遇する傾向」（平山洋介）が貫かれてきたのである。

* 3つの主義の合成物

ここでは、日雇労働者・野宿者と女性への差別のみ指摘したが、貧困問題を見えにくくさせている差別・偏見は多岐にわたる。

社会的な差別が最も顕在化している現場の1つは民間の不動産屋の窓口である。入居差別に対する規制が全くない民間の賃貸住宅市場では、様々な社会的マイノリティに対する入居差別が日常的に行なわれており、まさに「差別の見本市」のような状況になっている。

高齢者、外国籍住民、障がい者、ひとり親家庭、単身者、性的マイノリティ、生活保護受給者、ワーキングプア、失業者、路上生活経験者などは民間賃貸住宅を借りる上で差別されることが多く、こうした人々はハウジングプア状況へと追い込まれる危険性が高くなっている。

平山洋介は、戦後日本の住宅政策を検証する中で、「家族」と「企業」という「グループ」への「所属」を重視する「保守主義」、住宅ローン減税による着工件数の増加により景気浮揚を図ろうとする「経済主義」に加え、公的関与から撤退し、市場化を推進する「新自由主義」という3つの合成物が政策形成に反映しているという見方を示している。そして、新自由主義的な政策転換が大きな影響を与えたものの、政策形成は「経路依存性」を持つため、過去の政策が瞬時に消えるわけではないと指摘している。(『賃金と社会保障』1509号)

このことは住宅政策に限らず、今後の貧困対策を考えていく上で重要な指摘であると考えている。私たちが対抗すべきなのは、新自由主義単体ではなく、世帯単位の社会システムをベースにした保守主義と、経済成長のみを最優先とする経済主義、そしてそこに新自由主義がミックスされた鶴のような社会システムであり、それを支える社会意識なのではないかと私は考えている。

*** オルタナティブな社会構想に向けて**

以上、住宅問題を中心に、私たちの社会における「貧困と差別の結託」とでも言うべき状況を見てきたが、私たちはこの現状に対して、どのようなオルタナティブな社会構想を打ち出せるのだろうか。最後にいくつか箇条書き的に提起したい。

- ・世帯単位ではなく、個人単位の社会システムへの変革が大前提である。
- ・特定のライフコースへの誘導を政府が行なうのではなく、どのようなライフスタイルを個人が選ぼうとも、あらゆる個人の「自由と生存」を保障するシステムを構築すべきである。
- ・狭義の社会保障のみでなく、雇用・住宅・医療・介護・教育など様々な分野において、「あらゆる個人の生存権保障」を前提としたシステムを構想する必要がある。
- ・現金給付のみならず、住宅・医療・介護・教育などの社会サービスのコストの低減化、無償化を図り、現物給付もあわせて、「そんなにお金を使わなくても生きていける」システムを構築していきたい。
- ・生活保護の受給者など福祉サービスの利用者へのスティグマをなくし、各分野の当事者が声をあげることにより、変革をかちとっていきたい。

分野別の提言（5）生存権と生活保障 ～教育・子どもの権利について
漢人明子

子どもの貧困や虐待などの問題が顕在化してきた。世帯単位の社会システムや発想の中であいまいにされてきた実態が、やっと社会的に認知されるようになったと言える。「子どもの権利条約」を批准しているにもかかわらず、その精神や理念の普及、それらに即した諸制度の改善が進んでいない日本社会の現状でもある。子どもに関してこそ、個人としての人格を尊重し生存権を保障する、一人ひとりの立場に立ったシングル単位の発想や社会保障が必要ではないか。

子どもの生存権も個人単位で無条件に保障する

どこで生まれ、誰に育てられようと、子どもの誕生、保育、教育、医療などの基本的な環境＝現物給付は全国どこでも同じナショナルミニマムとして無料で保障されなければならない。財源は国が出し、具体的な運用は地域の実情に沿って自治体ごとに担う。合わせて、これらを補い柔軟性を持たせる所得保障＝現金給付も必要だ。民主党の子ども手当は環境整備が不十分なまま現金給付のみを先行させたため、このバランスの欠如が一挙に問題点として明らかになった。子どもには「親」を選ぶことも、自ら「現金」を管理することも困難だからこそ、血縁の親や家族に限定的に依存・従属しない、個人に対する生存権の保障や、社会として育ちを支援する仕組みや制度を整える必要がある。

「子どもの貧困」対策を常に最優先課題とし、指標データを示して目標・達成状況を公表する法制化を進めたい。

子どもが社会的に育つ場としての保育所の環境整備を

公的保育の確保には「子どもが親子・家族関係の中に閉じ込められることなく社会的に育つ環境整備」という重要な側面がある。希望すれば、必要であれば、誰でもすぐに受け入れる態勢が必要だ。同時に、子どもが育つ環境をよりよく保ち向上させることも、社会の責任だ。施設・設備などハード面の基準低下は許されないし、逆に保育士が安定して働き続けられるための労働条件の大幅アップが求められる。

児童虐待を温存する「家庭」と社会的養護の圧倒的な不足

児童虐待は年々増加し年間4万件を超えている。加害者の6割は実母、2割は実父との調査結果もある。核家族の2世代3世代目となり、子育ての経験や知識の継承が充分ではない中で被害は増加、深刻化している。子どもをひとりの人格として尊重できない発想と、家庭の中に関係を閉じこめている社会のあり方や貧困が重層的な原因となっている。

「子どもの権利」の社会的な啓発や教育の場での普及を着実に進めなければならない。

一方ですでに被害に遭っている子どもたちを救うために、自治体や学校のケースワーカーや相談員、児童相談所の職員の増員、身分保障（＝正規化）が必要だ。児童養護施設も緊急避難のための一時保護施設も圧倒的に不足し、施設も職員も十分なケアのできる体制からはほど遠い現状にある。このような社会的養護環境の不備は、多くの子どもたちを、自尊感情が奪われ、知識も学力も身につけることなく、経済的保障もなく、実に無防備な状態で社会に放り出すことになっている。

子どもに必須の親密圏を多様に保障し、育みと支え合いの地域コミュニティを

子ども期には育ちの基本となる場としての親密圏が必須である。ところが、日本の現状は、血縁の家族か施設かの選択肢しかない。子どもたちが最善の「家庭」環境を得るための施策や法整備が必要だ。子ども本位の里親制度や養子縁組の普及、将来的には登録パートナーシップ制度のようなものへと発展させたい。

そして、いずれにしろ、子どもを「家庭」の中に閉じこめてはいけない。そのためには保育や教育などの公的な保障と、子どもを共に育む地域コミュニティの役割が大きい。それは、かつての同質化を迫るムラ社会的な地域ではなく、近年の安心安全まちづくりが煽る防犯・相互監視の地域でもない。個を尊重し合える家庭、そして、それを包み込む育みと支え合いの地域コミュニティの創造が求められている。

教育環境は子ども自身と地域がつくる

義務教育および高校の完全無償化、奨学金制度の充実、家庭の状態にかかわらず希望する全ての子どもの大学進学を現実的に可能とすることも、子どもに関するナショナルミニマムに含まれるべきだ。

一方、教育内容や学校運営については、地域が決定権を持てる制度や環境を整備する。子ども自身も含む地域住民が参加し、実質的に機能する教育委員会や学校協議会による、教科書・教材の選択や教員・校長の採用などを可能としたい。

ワークライフバランス

子どもの育つ環境を豊かにするためには、大人たちが、自らの子育てはもちろん、地域や学校・教育の現場に日常的にかかわることができるように、職住接近、労働時間の大幅短縮、同一価値労働同一賃金、男性の育児・介護休業の拡充が必須だ。

世帯単位の中で役割分担させられていた「労働者として働き稼ぐこと」と「生活者として子育てや介護、地域人としての活動をする」とは、いずれもひとり一人が個人としてトータルに担うべきものである。主に男性には家族を養う賃金や諸手当を出す代わりに長時間労働を課し、それ以外の主に女性には低賃金のパートや派遣しか提供しないという仕組み全体を変えなければならない。男性の育児・介護休業取得の義務化、パイクオーターの法制化も必要だ。

子ども期からの参加が社会を変える

日本の子どもの自己肯定感が低いことと、日本社会の政治意識・市民意識がなかなか高まらないことは表裏一体の問題ではないだろうか。「子どもの権利条約」にもうたわれている「自分らしく生きる権利」「意見表明権」を重視し、政治教育や市民教育を導入し、政策決定過程への子ども期からの参加を進めたい。

子ども期の過ごし方や環境が個人の人生や、ひいては社会に及ぼす影響は多大である。子どもに対して、いかに公正な生育環境や教育を保障するかは私たちのめざすオルタナティブ社会の大きな指標のひとつである。

<環境>

脱成長経済と環境について

山浦康明

2010年11月に横浜で開かれる APEC（アジア太平洋経済協力）会議において、日本が議長国として、3つの柱からなる「横浜目標」を策定しようとしている。1)は「成長戦略の策定」、2)は「地域経済統合」、3)は「人間の安全保障」である。94年に採択した「ボゴール目標」では、「自由で開かれた貿易・投資の実現」を掲げ先進国の日本などは今年その目標の期限を迎える。そして2020年までに FTAAP（アジア太平洋地域の自由貿易圏）を構築したい、としている。また、2008年の経済危機をふまえ、この APEC 会議においては技術革新をテコに新産業を育成すること、温暖化対策などで持続可能性を求め、地域間の不均衡を是正することなどが、掲げられている。

しかしこうした目標ではアジア太平洋の人々、日本の消費者市民はその豊かさを実感することはできないだろう。以下、4点にわたって問題点を検証してみる。

（1）消費を問い直す

リーマンショック（2008年9月）によって、マネーゲームの幻想はいっきに消滅した。米国発のサブプライムローン問題に端を発した金融危機が世界を駆け巡り、新自由主義の経済政策が破綻したことも自明となったのである。各国はケインズ主義にもどり、財政出動をおこない、かろうじて経済回復をはかったが、今度はギリシャ国債問題に象徴される、国の財政危機に端を発したあらたな危機を生み出した。こうした中で、世界に偏在している富は一部が投資マネーとなり、株式、国債、金、原油などに投資され、金価格や原油価格の高騰を招いている。日本においては経済の回復は未だ実感されず、雇用環境の悪化が続いている。背景には日本の潜在的な財政危機はより深刻であることがある。09年度年間予算約90兆円のうち借金にあたる国債が53兆円にものぼり、これまでの国の累積国債発行額や買入金は880兆円以上にもなるなど、深刻な財政運営が続いており、この点からも経済の明るさは実感しえない。消費は依然として低迷を続け、小売価格のデフレスパイラルが拡大している。

消費者問題としてこうした事態をとらえた場合、次のような問題点が浮かび上がる。すなわち、マネー資本主義といわれるような経済システムに対して、国や国際協議（G20、G8、G7、APEC など）、国際機関（世界銀行、IMF など）が金融規制を厳しく行う必要があるが、その実効性が未だ確保されていない。先進各国ではこの間金融機関に対し国の財政支援が行われ何十兆円もが投入された。また金融危機がもたらした経済危機に対しても多額の財政資金が大企業を中心に投入されてきた。これは納税者としての立場として納得できる財政運営ではない。またマネーゲームを生み出した仕組みそのものを見直す必要があるが、金融規制に関しては実効性ある制度改革が行われていない。すなわち、銀行の自己資本比率を増加させること、役員報酬を個別開示させること、危機対応にあてるコストを銀行から徴収する「負担金」の制度を作ること、他人資本を流用できる「レバレッジ」制度を規制すること、タックスヘイブン（租税回避地）が多国籍企業の租税を回避したり、ヘッジファンドの拠点となったりしてマネーゲームの舞台となったことからタックスヘイブンを規制・撤廃することなどを行い、税負担の公平性を確保し、マネーゲームの停止を求めることが必要である。2008年に世界に拡大した金融危機はその後2009年から実体経済にまで危機をもたらした。雇用の危機、消費の低迷を生み出した。しかし、労働者（正規、非正

規)、野宿者、をはじめ一般市民に対するセーフティネットの仕組みづくりには十分な予算が向けられていない。総じて、消費者はタックスペイヤーとして、国の財政支出を監視することが必要である。G20、APECでの議論でもこうした問題意識はまったくない。

(2) 経済的豊かさを問い直す

かつて「消費は美德」という言葉がもてはやされ、大量消費社会が豊かさの象徴であった。しかし、年間約500兆円の日本の国民総生産(GDP)を唯一の経済指標とするのでは、暮らしの豊かさを本当に考えることにはならない。どのような産業構造が私たちにとって望ましいものかを国民的に議論し、その実現をはからなければならない。その際、次のような点を考慮する必要がある。

- 1) 環境に配慮した持続可能な生活のあり方を求め、産業構造を問い直す。ベーシックインカム
の提言をはじめ生存権を保障する社会のセーフティネットの構築がまず必要である。
- 2) 生産の拡大、消費の拡大はエネルギーや資源の浪費に結びつき、また廃棄物を大量に生み出
すという認識を持つ必要がある。
- 3) 貿易の拡大が人々の生活の豊かさにつながるという、比較優位論に基づく国際分業論は、GATT
ウルグアイラウンド合意の結果、先進国である農産物輸出国や多国籍企業だけが利益を得、途上
国およびその国の農民が窮乏化するなど、経済のグローバリゼーションがもたらす経済格差など
をみれば、多くの問題があることが明らかとなった。
- 4) 総じて消費者は消費させられるという受身の立場を見直し、消費し、生活する視点から流通
や生産を問い直し、国や国際機関の産業構造の理念を組換えていく積極的な役割をはたさなけれ
ばならない。

(3) WTO 農業交渉の問題点

WTOの自由貿易論は食糧過剰を前提とした自由化論、国際分業論であり、これはもはや破綻している。構造改革路線や、自由化万能論は、ガットUR合意の結果を見ても、あるいはWTOが発足してからの自由化の流れを見ても、まったく説得力のないものになっている。消費者としては、農産物貿易の拡大を進めていこうといった、APEC、G20の方向性は認められないという立場で運動していく。それとともに日本国内における農業を重視する、その際には環境に配慮した有機農業の振興発展を進めながら地産地消の展開をする、そういった考え方を機軸に据えた考え方を農家と一緒に考えていく運動を展開する必要がある。

食の安全をめぐるのは、1995年のWTO発足以来、SPS協定(衛生と植物防疫のための措置に関する協定)が非常に強力な権限をもってきている。SPS協定では、コーデックス委員会(国連のFAOとWHOの合同委員会)でつくられた安全評価の基準が世界基準になって、各国でこれより厳しい基準をつくる場合は科学的に反証しなければならない。またOIE(動物の病気を考える国際機関)が、BSE問題を検討する際、アメリカの基準がOIE基準になっている。日本などのBSE対策は厳しすぎるということで、もし国際紛争になった場合には、日本が敗訴する可能性が非常に高い。

またIPPC(国際植物防疫条約)事務局が空港や港での検疫ルールを国際的に統一化しようとしているが、ハーモナイゼーションの名の下に貿易促進のルールが先行し、安全性や検疫ルールの合

理化が進む。

このように国際機関が作成する基準について、その貿易促進的側面ばかりが強調されることに
対し、消費者は監視し、対案を提示し厳しい国際基準作りを行っていく必要がある。

(4) APEC や G20 での経済回復をめぐる議論では、経済活動と地球環境問題に関しては、地球温
暖化問題が中心となって議論され、そのための対策も講じられようとしている。この問題ではま
た、経済危機に対する処方箋として、グリーンエコノミーが強調され、「持続可能な生産構造」を
旗印にあらたな産業を興すことによって経済の活性化をはかろうとすることに繋がっている。し
かし経済成長を前提とし、あらたな利益を奪い合う構造は次のようなあらたな問題を生じさせる。

1) グリーンニューディールのエネルギー戦略

・原子力発電はクリーンエネルギーではない。

「地球温暖化対策基本法案」が2010年3月12日に閣議決定され、政府は原子力発電をクリ
ーンエネルギーと位置づけ、産業政策としても重視している。しかしこれには多くの問題点があ
る。原子力発電はなんといっても事故に伴う環境汚染、人体に与える被害が問題である。その施
設建設、施設廃棄を考えると、大量のエネルギーを使い環境悪化をもたらすことも指摘されてい
る。今、景気対策という位置づけも得てアジア諸国をはじめ海外に日本企業による原子力発電所
の建設が計画されているが、問題が拡大するばかりである。

エネルギーに関しては新たなエネルギー源の生産が企画されている。金融・経済危機のおり、米
国政府によって、エネルギー・食料戦略としてバイオ燃料が注目されてきたが、日本においても
これから新エネルギーとして生産・消費の拡大が図られようとしている。しかしこれも様々な問
題点をはらんでいる。

バイオエネルギーのうち、バイオエタノールはアルコールであり、米国ではトウモロコシを原
料に、ブラジルではサトウキビを原料に作られている。糖分やセルロースを効率的に発酵させる
ために遺伝子組換え技術が用いられる。もうひとつのバイオディーゼルは菜種、大豆、パームヤ
シから作られる。これらの作物の作付け拡大は米国の耕地を占有し、ブラジルやマレーシアの熱
帯雨林を破壊し、直接的・間接に食料生産を脅かし、サブプライム危機の通りの穀物高騰の要因
ともなった。

大規模な自然エネルギー利用も環境破壊を生じる。

太陽光発電や風力発電においても巨大システムとなると問題が生じる。太陽光発電ではこのシス
テムが寿命に達したとき、膨大なゴミが発生する。風力発電も巨大化すると、周囲の環境・生態
系への悪影響、低周波公害などの健康被害を招く。

環境との共生を考える新規技術を利用する際にも、小規模であること、地域社会での合意が得
られることが重要である。

2) 開発が種の多様性に悪影響を及ぼしてきた。その度合いは近年、深刻化している。

1992年に成立した国連の「生物多様性条約」締約国会議(COP10会議)が2010年10月、名古
屋で開かれる。この会議では、希少生物の保護、生物多様性の確保が重要なテーマとなる。

生物多様性条約では、希少生物の保護をはかり生態系の保全を図ることと並んで、遺伝資源か
ら得られる利益配分問題も課題となる。すなわち遺伝資源が資源として捕えられ、その遺伝子を
用いて開発した新品種や医薬品が特許対象として保護され、企業が独占的な利益を上げている。

この特許を認める考え方に対し、自家採取によって従来の種子を守ろうとする農家、特許侵害で訴えられた農家などが、ABS (Access and Benefit-Sharing) をキーワードに、この会議で、多国籍企業の種子支配に待ったをかけようとしているのである。

3) バイオテクノロジーが食品にも応用され、新規食品や新規生物体が市場化され、国境を超えて環境汚染を引き起こしている。

2000年に採択された国連の「バイオセーフティ議定書、別名カルタヘナ議定書」締約国会議(MOP5会議)が2010年10月、名古屋で開かれる。

この会議では、遺伝子組換え技術は種の壁を越えて遺伝子を移すものであり、これは特別に規制しなければならないために「カルタヘナ議定書」が作られた。議定書第8条では遺伝子組換え作物の輸出国に情報の正確さを確保するための法制定を求め、また、輸入国には国内規制を求めている。日本は2003年にカルタヘナ国内法を制定したが、まったくのザル法である。

議定書第27条では、遺伝子組換え作物を輸出し、環境などに悪影響を及ぼした時の責任のあり方と修復の方法、賠償責任の方法などを確定することが名古屋で議論される。これについては、議定書が明示している「予防原則」の立場に立つこと、汚染者負担の原則に立つこと、開発企業の責任を問う仕組みを作ることなどが求められる。

*このように経済成長や貿易自由化を無前提に是とする論理に換えて、消費生活や労働、農業の現場から必要なルールを市民・労働者・農民たちが自分たちで考えることが必要となってきた。

以上

脱成長経済と環境（科学技術政策および環境政策をめぐって）

大沼 淳一

私たち人類は、エネルギーと物質の消費量および科学技術の肥大化によって、深刻な二つの限界に直面している。ひとつは地球的限界、もうひとつは知の限界である。前者は地球温暖化を例にとれば理解しやすいが、その温暖化予測をめぐって根強い懐疑論があって決着がついていないのはまさに知の限界の事例となる。ガンに代表される慢性毒性についても、これまで大成功を収めてきた実証科学ではお手上げ状態である。多くの発病因子が複雑に絡み合っていて、しかも発症までに時間がかかる病気では、因果律の解明が不可能なのである。時間とお金をかければ全ての謎が解けるという近代科学の神話が崩壊している。

この不確実性を前にして、EUなどは「科学的に解明されていないからといって、その対策を怠ってはならない」とする予防原則を科学技術政策の中心に置いている。一方、アメリカや日本などは、「危険なことが起きる確率(=リスク)」を計算して科学技術の停滞を避けて前進を続けようというリスク管理を採用しているが、極めて危うい。ここでは予防原則の立場に立って以下の具体的な政策について述べていくことにする。

1) 地球温暖化防止政策

スーパーコンピューターを駆使しても、温暖化仮説に対する懐疑論を払しょくできない。しかし、懐疑論も矛盾だらけで、稚拙な議論も少なくない。それでも世界が温暖化対策に乗り出したのは予防原則を尊重しているからである。原発推進の口実にもなっているが、それは別問

題として、原発は温暖化抑止効果を持たないことをきちんと証明すれば良い。温暖化防止対策はエネルギー消費に抑制をかけ、大量生産・大量消費・大量廃棄を見直す契機として大きな役割を果たすという観点から評価される。

京都議定書で日本は1990年を基準年として温暖化ガス排出量の6%削減を約束した。しかし、ほとんど何の努力もしなかったために、2006年には+6.2%、2007年は+8.5%と増加の一途をたどってきた。約束の-6%を実現するためには、14.5%の削減が必要となり約束期限の2008年の目標達成は不可能な状況となっていた。ところが2008年には一気に6.4%減って、+1.6%となり、森林吸収分3.8%（本当は吸収していないと言われているが…）、海外からの排出権買い取り6.6%（京都メカニズムと呼ばれる。多分に疑問）を加えて目標をクリアしてしまった。減ったのは世界同時不況のためである。失業率増加、新規採用縮小、賃下げ、非正規雇用拡大など厳しい冬の時代が到来しているが、低炭素社会というのはまさにこういう世の中だということである。消費が落ち込んだこのままの状態、ワークシェアリングや労働時間短縮によって、皆が貧しく分け合いながら別の豊かさを求めていくべきなのである。

数値目標としては、「MAKE the RULE キャンペーン」が掲げているものを支持したい。2020年までの短期目標が30%、2050年までの長期目標が80%である。しかし、実現するにはよほどの覚悟がいる。炭素税やキャップ&トレード型排出権取引制度の確立、再生可能エネルギー比率の抜本的な向上などが挙げられているが、肝心なのはエネルギー消費量そのものの大幅な削減を基軸とした産業構造と暮らし方の革命である。

2) 原発およびエネルギー政策

アメリカの石油資源枯渇予測を的中させた地質学者M・ハバートの予測曲線は、石油の世界的枯渇（オイルピークポイント：消費量と新油田発見による埋蔵量増大との加算曲線が下向きに転ずる年）が現実のものになりつつあることを示した。風力や太陽電池などの再生可能エネルギーはスマートグリッドの開発と9電力間の統一出力制御を前提とすればかなり期待できる。しかし、現状のエネルギー消費レベルの維持ないしは上昇を前提とする限り、強引な立地がまねく風力発電による低周波騒音公害などが新しい被害をもたらしつつある。

原発は肥大化した科学技術の典型としての根本的な欠陥を有している。出力調整が出来ないために、夜間や冬季など電力需要が落ち込む時間帯には電気を捨てる装置として揚水発電が必要となる。揚水発電が水力発電の発電単価を押し上げているが、本来は原発勘定で計算されるべきなのである。さらに、事故などで停止した場合、1基当たりの出力が大きいだけに、バックアップのための火力発電が必要になる。さらに、使用済み核燃料起源の高レベル廃棄物処分方法がないことや、お金の力で人口過疎地にリスクが押し付けられていること、軍事技術への転用の危険性、通常兵器による攻撃で核爆弾相当の被害が出ること、巨大地震への対応力が未知数であること、セキュリティ強化による管理型社会化、ウラン資源の偏在性と埋蔵量限界、採算性が見込みがない高速増殖炉と再処理工場の重度の汚染など、原発技術の致命的欠点は枚挙にいとまがない。

よって、エネルギー消費総量を下げ、原発を停止・廃止していくべきである。

3) 化学物質管理政策

今や我々は10万種以上といわれる合成化学物質の海の中で暮らしている。衣食住すべてにわたって化学物質に暴露されている。しかし、その毒性は単品での急性毒性がわかっているだけで、暴露から発病までの潜伏期間が長い慢性毒性や、複数種の相乗効果、環境ホルモン毒性などはほとんどわかっていないし、解明される見込みもない。また、政府による有害化学物質のモニタリング体制も、予算的技術的限界があって十分ではない。

因果律が明らかでないままに様々な化学物質の害で死者が出ていると考えられるが誰にも証明が出来ない。化学物質の管理政策は、根本的な変更を迫られている。予防原則を適用して、有害性が証明されなくとも、その可能性がある物質の生産と使用を制限する政策が必要なのである。また、化学物質を必要とする長い流通経路、プラスチックに依存した便利な暮らし、化学物質漬けの家など社会の根幹にかかわる部分での価値観とシステムの変革が必要である。

4) 臓器移植技術などを含めた医療政策

臓器移植技術は社会から制度として認知された瞬間から害悪をもたらす技術であることが露呈する。貧しい途上国の人々から腎臓を買うツアーが組まれている。死刑大国中国は移植大国でもある。その中国で、臓器を高く買い取る日本の患者が中国の移植希望者の順番を飛び越えて死刑囚の臓器を買っているとの報道もされている。小児への移植が出来ない日本の赤ちゃんが渡米して心臓移植を受けたことが美談として報道されることがあるが、これも法外な金を積むことによってアメリカの子供の順番待ちを飛び越えているらしい。世界最大の移植大国であるアメリカにおいて移植に提供される望ましい臓器は交通事故死者と銃による死亡者だという。どちらも若くて痛んでいない臓器だからである。

再生医療で注目されているのは、自らの体細胞のクローンを培養する技術である。その究極には不老長寿を目指してスペア臓器をどこかで飼っておくというSF的な未来が透視される。

長寿や健康を無前提的に善とする考え方を一度捨ててみるところから議論を始めたい。末期患者をチューブでがんじがらめにする延命治療の是非なども含めて、我々の生命観そのものを根底的に問い直す必要がある。結論が出るまでは予防原則を適用して、臓器移植やクローン細胞技術に法的な封印をするべき時ではないかと思う。

5) 廃棄物および循環型社会に関する政策

廃棄物最終処分場すなわち埋め立て処分地による汚染事件が高度経済成長期から頻発してきた。それと闘う住民運動の力が強まり、再三にわたる廃棄物処理法の大改正をさせてきた。それらの結果として埋立地の新規立地が困難となり、国の政策や企業の廃棄物管理方法の劇的な変化が起き、循環型社会へと大きく舵がきられた。埋め立て処分される廃棄物は激減し、廃棄物のリサイクル量が増加した。しかしそれは、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から大量生産・大量消費・大量リサイクル型社会へとシフトしたにすぎない。その過程では大量の化石燃料が消費されて温暖化ガスを排出し、リサイクル過程やリサイクル材料で新たなる環境汚染が頻発している。石原産業によるフェロシルト事件や杉並病がまさにその例であり、東京の一般ゴミ焼却灰が大量に持ち込まれた日之出町ではエコセメントという名前の焼却灰を原料としたセメント製造過程で新たなる汚染が伝えられている。埼玉県寄居町では県営のリサイクル企業団地「彩の国」による水系汚染が報告されている。

日之出町や寄居町ではごみの搬入と引き換えにお金が自治体におりてくる。この金に住民の反対の声を減殺する効果を持つ。迷惑施設、ハイリスク施設を過疎地に押しつけて金で黙らせるメカニズムは原発と同じである。

真の循環型社会は、生産と消費のレベルを落とし（=Reduce）、再使用回数を出来るだけ伸ばし（=Reuse）、それでも発生する廃棄物についてリサイクル（=Recycle）が行われる社会である。

6) 沿岸環境、河川や湖沼環境など自然環境保全政策および農林漁業政策

日本列島は世界でもまれな恵まれた地勢、豊かな環境、良好な気候条件下にあることを改めて認識する必要がある。世界6位の広大な面積を有する排他的経済水域は生産力の高い大陸棚の上であり、世界3大漁場のひとつである金華山沖漁場もある。最も豊かな海の幸をもたらす多くの浅い内湾や長い海岸線を有している。この素晴らしい海を工場排水や生活排水で汚し、ヘドロを堆積させて魚のゆりかごである藻場を消失させ、干潟を埋め立てて工場用地にしてしまい、汀線をコンクリート護岸で固めてしまったのがこの国の成長戦略であった。漁民は汚染した海に将来を託せなくなって漁業権を売り払い、後継世代は都市へと流出した。近海の魚に代わって世界中から魚が買い集められ、エビ養殖がマングローブ林を破壊し、大西洋のクロマグロを絶滅の危機へ追い込みつつあるのもこの国の胃袋である。

対馬海流がもたらす大量の水蒸気がシベリアの寒気によって雪になり、山々に降り積もり、雪解け水は稲作を支えてくれる。類まれなる気候に恵まれた農業が衰退し、食料自給率が40%を切り、農林漁業従事者が激減している悲惨な状況は、工業優先のこの国の形がもたらしたものである。

しかし希望はある。自然環境の復元力は大きい。与え続けているダメージを抑制しさえすれば、自然はアツという間に復元するのである。例えば内湾に負荷される汚染物質を減らせば、数度の台風などによる攪乱によって浄化が飛躍的に進むであろう。復元した豊かな生態系は、汗を流して働くことをいとわない人々さえ登場すれば、豊かな食料を供給してくれるはずである。

7) 流域圏ガバナンス

上流域中山間地帯の疲弊が語られて久しい。農林業不振、過疎と高齢化が慢性化している。この疲弊を招いた原因は、高度経済成長期以後働き手となる若者が都市へと流出し、車をはじめとする工業製品を自由に輸出するためにWTO体制下に入り、その見返りとして安価な農林産物を大量輸入したことにある。その結果、食料自給率は40%を下回り、木材にいたっては20%になってしまった。かつて25万人だった林業労働者がわずか5万人になり、その多くは高齢者であり、林業技術の継承もおぼつかない状態になっている。

この惨状を立て直し、列島全体のマテリアルバランスを正常に戻すためには、流域を基本単位とした新しいガバナンスを構築する必要がある。国土交通省による水利権などの一元管理体制を流域圏自治に移行させ、下流域都市圏から上流域への支援の仕組み（例えば、水源基金や水源林の購入など）を構築する必要がある。中山間地帯農林業活性化のためには流域内自給が目標となる。その働き手を確保するために、かつてとは逆に、若者が都市から農山村へ移動

するような各種のインセンティブを用意する必要がある。

8) アグロニューディール政策

デフレスパイラル、失業率増加こそこの国の形を転換する絶好のチャンスである。すでに述べたように、消費が増加して景気が回復するということはすなわち、エネルギー消費量が増加し、温暖化ガス排出量が増大することである。持続可能な(Sustainable)社会とは成長しないで足踏みする社会である。生産と消費の速度を落とし、失業者を雇用し、労働時間の短縮と賃下げを行う必要がある。余った時間は賃労働以外の新しい生きがいを生み出す創造的な活動に使えばよい。お金を使わないことによって、オルタナティブな豊かさを発見することが可能になる。

この豊かな日本列島の自然環境資源の可能性をフルに活用する農業の復権から始まる改革を目指したい。それをとりあえずアグロニューディール政策と呼ぶことにする。放置されて荒廃している里山林を利活用するエネルギー転換、真っ暗な線香林と化しているスギ・ヒノキの人工林の利用促進、休耕田の復元など大量の労働力が求められている。これら一次産業現場へと、失業者や就職浪人や余剰の建設労働者が向かうためには、様々なインセンティブが準備されなければならない。そのための基盤整備と、教育改革が必須のものとなる。

<テーマ：民主主義と人権>

民主主義に命を吹き込むための提言

民主主義に関するオルタナティブな原理・原則の提言

宮部 彰

【1】民主主義は機能していない

民主主義を、「市民が社会のルールを決定する主体である」と考えるならば、現在の日本の民主主義は機能していない。国政においても、地域政治においても、個別のテーマにおいても、政治的決定権は依然として大政党と官僚と業界によって独占されている。

社会の基本的なビジョンを決めるべき国政は、小選挙区制度のために似たような二大政党に収斂しつつあり、事実上選択肢はないに等しい。地域の多様性に即した具体的政策を決めるべき地域政治は、分権がすすまないために、依然として中央政治に従属したままである。地域政治を決める主体であるはずの市民は、参加と権限を持ちえていない。個別テーマの決定権も、当事者の参加を無視した政治が続けられている。そして何よりも、政治的決定に参加するための条件である情報公開、説明責任、公開された政治的議論の場や機会の保証、政治参加のための時間の保証などが十分に提供されていない。

人々は、ただ、観客的に、条件反射的に、イメージ的に、決定権が保証されているという実感もないままに、選挙のたびに無力感をともなう投票や棄権を強いられている。市民が主体となるべき政治的民主主義を実質化させ、生き活きとした命を吹き込むために何が必要か、原理・原則を提言する。

【2】当事者民主主義の原理

政治的決定の主体は、決定に関係する当事者にあるべきだ。その原理が再確認されなければならない。この原理は2つのことを明確することを求める。「何を政治的に決定するのか」ということと、「決定に関係する当事者とは誰か」ということである。

国政についての事柄には、日本に住むすべての人々に決定権はある。地域政治の事柄については地域の人に、そして個別テーマの事柄についてはそれに関係する当事者全員にある。

具体的に考えてみよう。沖縄の米軍基地について、当事者性をどう考えるべきか。

日本政府の外交と安全保障の基本的決定については、すべての人々に決定に関与する当事者性がある。しかしその決定に関連して沖縄に米軍基地のすべてを押し付ける決定はしてはならない。沖縄という一部の地域の人々に関わる決定を、多数派である人々で決定することは不当だからだ。このような場合は、当事者の拒否権が保証されるべきである。

この原理は、多数派が「社会的に少数派を余儀なくされる人々」に関する決定権限を持つてはならないという原則である。それは、少数民族に関する決定権限を多数派民族が持つてはならないことや、障害者に関する決定権限を健常者が持つてはならないことなど、多数派と少数派の間の民主主義一般に関係する原則である。

この当事者民主主義を当事者の政治空間に即して考えれば、地域のことは当事者である地域の人々に決定権限があるという地域住民主権の原則である。他方で当事者民主主義を当事者の属性に即して考えれば、当事者主権が求められる。当事者主権は、障害者の他に子ども、女性、高齢者、失業者、セクシャルマイノリティ、外国人、派遣労働者、ホームレスなどなど、あらゆる社会的属性を持つ人々に適用されるべきである。

【3】熟議民主主義の原理

民主主義を実質化するための2つ目の原理は、熟議民主主義である。

情報が公開され、決定プロセスの場や機会への参加が保証され、じっくりと議論し考える時間が保証され、決定結果についての説明責任が果たされ、そして政治的決定の結果が引き起こす社会的効果が事後的に検証されること、これらの一連のプロセスが熟議民主主義である。

そのさい、最も大切なのは「決定プロセスの場や機会への参加が保証されること」である。情報公開、議論の時間の保証、説明責任などは必要条件ではあるが、十分条件ではない。決定権限が保障されていなければ、誰が情報を精査し、時間をかけて議論し、結果の説明に関心をしめすだろうか。決定権限が保障されることで、はじめて人々は積極的に政治に参加しようとする意欲を持つことができるのである。

その意味では、直接民主主義的政治の可能性を広げることが熟議民主主義の核心である。

【4】民主主義に命を吹き込むための4つの原則

①比例代表制こそ当事者・熟議民主主義を促進する

小選挙区制度は、2大政党制を促進し、多様な民意を切り捨てる選挙制度である。多様な少数派政党を排除するだけでなく、多数派を取ることを政党に求めるために、2大政党をも均質化させる選挙制度である。つまり、多様性を排除し多数派に決定権を独占させ、政治的決定を効率化させる選挙制度である。

これは、多様な当事者性を政治的決定権から排除するものであり、当事者民主主義の原理に反する。同時に、多数派による効率性重視の政治は、議論と決定プロセスからの排除と情報非公開を促進するために、熟議民主主義の原理に反する。

②住民主権としての分権自治

分権が進まない理由は、市民主権が保証される分権議論ではなく、地方自治政府と中央政府との間の、権限争奪戦としての権力内分権議論にとどまっているからだ。住民主権を排除した議論では、分権を実現するエネルギー自体が生み出されないからである。

住民主権としての分権のためには、合併政策によって大規模化された自治体を、もう一度分権化するか、自治体内分権を促進する必要がある。そうしなければ、市民主権は機能しない。当事者は可能な限り少ないほうが決定権を行使しやすいし、熟議を促進するからである。

同時に、住民主権の分権のためには、住民が決定権を直接に行使する直接民主主義、ハードルの低い住民投票制度を実現しなければならない。人生のうちで、10～20回の住民投票を経験するだけでも、市民の主権意識は格段に高まるだろう。

また、参加型予算をめざすべきである。政府および政治的決定の核心は、法律を制定することと税の徴収・使途によって社会的に必要なサービスを保証することである。参加型予算は、地域における民主主義の実質化のためには不可欠である。

③政党政治の欠陥を補う「争点民主主義」

政党政治は、小選挙区制度に基づく2大政党制ではなくても、国論を二分するような争点について、民意を反映することができない弱点を持っている。それは、政党が多様なテーマや争点のパッケージとして選挙に臨まざるをえないからだ。

有権者が選挙で委任したわけでもない争点が浮上した場合、政党政治は民意を反映せずに、少数の民意を選択してしまうことがある。その理由は、浮上した争点が生きた争点ではなかったために、別の争点を優先したり、総合的な判断で投票が行なわれるからだ。

このような民意と政党政治のネジレを解消するためには、「国民投票制度」が求められる。争点に即した熟議が行なわれることは、熟議民主主義の原理にふさわしい。

④時短なくして民主主義なし

比例代表制度、市民主権の分権、争点民主主義、当事者参加などは、当事者民主主義と熟議民主主義を促進する原則・制度である。

しかし、制度が保証されていても、その制度を活用する時間的余裕が保証されていなければ、民主主義は絵に書いたモチである。正規労働者は正規であるためにサービス残業を強いられ、非正規労働者は生活に必要な所得を稼ぐために長時間労働を強いられている。

このような社会的条件が変更されなければ、人々は民主主義的な決定プロセスに参加する意欲を失ってしまうだろう。情報が公開されても、その情報を読む時間的余裕はない。決定プロセスへの当事者参加が保証されても参加する時間が確保できない。選挙や直接投票があっても、熟慮したうえでの投票はできない。

時短は、民主主義が当事者原理と熟議原理を実現するための必要不可欠な前提条件である。

【補記】民主主義は地域、国家の枠組みだけでは十全なものとなりえないが、国境を越えるグローバルな民主主義については、グローバルガバナンス分野の提言に委ねた。具体的な個々の制度・政策提案については紙面の都合で触れなかった。

＜テーマ：非軍事化＞

非軍事化をどう実現するか。

国富建治

「非軍事化」を実現するためには①国家間の非軍事的関係、国境を越えた民衆間の対等な相互交流と連帯・共同、②国家内部の社会関係の非暴力化＝個の自由と人権、貧困やあらゆる形態の差別（ジェンダー、エスニシティなど）の除去を同時に進めていくことが必要である。「平和」とは決して国家相互間の戦争のない状態のみをさすのではなく、紛争や暴力や貧困・差別を生みだす社会のあり方の変革が必要である、と語られてきた。後者の考え方はいわゆる「人間の安全保障」論の骨格をなすものでもある。一方、「人間の安全保障」論は、「テロとの闘い」や「社会の安全・安心」を脅かすとされた対象を「排除」する国家的・国際的な治安対策を正当化する論理としても、利用されている。ここではおもに地域的な国家間の関係の非軍事化、「テロ対策」を含めた主として国家間の地域協力に基づく「安全保障」観の克服、というテーマを中心に考えてい。

第1に日本を取り巻く東アジアにおいて今なお事実上の「冷戦」構造が継続する状況を克服し、持続的な平和の枠組みを構築することである。朝鮮半島では、1950年に勃発した朝鮮戦争がいまだに終結していない。1953年の「休戦協定」は、戦争の終結と平和の回復ではなく、南北休戦ラインを境に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と米国・韓国の両軍が対峙する戦争状態がすでに60年近くにわたって継続したままである。

この朝鮮半島の「戦争」状態を終結させ、米朝・日朝の国交回復を通じて朝鮮半島南北2国家の平和的・民主的統一の基礎を作り出すことが必要である。同時に北朝鮮の核・ミサイルの脅威を口実にした米日・米韓の臨戦態勢を解除し、朝鮮半島の「非核化」を通じて東北アジア非核地帯の創設をめざすことが、求められている。朝鮮半島の南北分断に帰結した日本による朝鮮侵略と植民地支配の責任を歴史的に自覚し、戦争と植民地支配の被害者への謝罪と補償を実現していくことは、「和解」と持続的な平和への信頼関係を築き上げていくための第一歩である。この中で、北朝鮮の「国家犯罪」である日本人拉致問題も解決されるべきである。

第2に、東アジアにおける平和の枠組みを作り出していくためには、日米安保条約の廃棄が根本的な課題となっている。戦後の米ソ冷戦構造の確立、朝鮮戦争の勃発を背景に作り出された日米安保は、米国の東アジア軍事戦略の戦略的前線拠点として沖縄を軍事植民地化し、日本国家を米国の戦争に組み込むためのものだった。憲法9条と安保の矛盾を数々の密約で覆い隠した日米安保は、1960年の改定、1972年の沖縄施政権返還後も、米国の軍事戦略の下に日本を従属的に組み込む枠組みとなった。冷戦構造の崩壊後も日米安保は、「日米同盟」という名の下に東

アジアの範囲を超えたグローバルな米戦略に日本を実戦的に動員する法的保障となった。沖縄の米軍基地はそのために強化され続け、基地被害の重圧は沖縄の住民に集中していった。

グローバルな「日米同盟」の下で、世界有数の戦力を持つにいたった自衛隊の海外派兵も着実に積み重ねられてきた。1991年の湾岸戦争後のペルシャ湾への掃海艇派遣に端を発した自衛隊の海外派兵は、あいつぐPKO派兵を経て、2001年の「テロ特措法」によるインド洋での多国籍軍への給油派兵、2003年の「イラク特措法」による陸自・空自のイラク派兵、さらにはソマリア沖「海賊対策」派兵、地震災害救援を名目にしたハイチPKO派兵と、あらゆる機会を通して拡大している。いまや自衛隊は海外派兵を「本務」とする海外展開軍となっており、「米軍再編」は全世界的規模での米軍と自衛隊の共同作戦を想定したものである。現実の日米軍事一体化の流れにそって、「集団的自衛権の行使」容認、自衛隊の恒久的な派兵法も日程に上っている。憲法9条の明文改憲は、こうした現実の圧力によって浮上してきたものである。

50年を経て大きく変質した日米安保は、ゆるがすことはできない日本国家の「国是」としての位置を持たされている。それはアジア・太平洋の「平和と安全」のための「国際的公共財」だとも言われている。在日米軍は、中国の軍拡や北朝鮮の核とミサイルの「脅威」に対する「抑止力」であると主張されている。しかし日米安保こそ、中国などの対抗的軍拡にはずみをつけ、東アジアの「軍事化」を促進している元凶である。

「抑止力」のウソを自らの経験を通して日常的に肌身で実感してきた沖縄の人々は、「武力で平和はつくれぬ」という真実を、この間の「普天間即時返還・新基地建設反対」の島ぐるみの闘いを通して改めて突き出している。沖縄の人々の闘いは、日米の「軍事植民地」とされた沖縄への差別支配を突き出している。

私たちは、第二次大戦後65年にわたって米軍による事実上の占領状態が継続している沖縄の現実を見つめ、沖縄の米軍基地を無条件で撤去することを求める。それは同時に、東アジアでの軍事的緊張をエスカレートさせる日米安保＝日米軍事同盟を廃棄し、日米の平和友好条約に転換させることによって、東アジアの持続的な平和の枠組みを形成していく条件を作り出していくことを意味する。

第3にいわゆる「領土」問題である。日本はロシア、韓国、中国との間で、「北方諸島」、竹島（独島）、尖閣諸島（釣魚諸島）の「領土」問題を抱えている。これらの「領土」問題は、排外主義的ナショナリズムをあおる要因として利用され、「国家主権」の軍事的防衛を正当化する口実として利用されてきた。

しかしこれらの「領土」問題には、先住民族の自治・自決権（北方諸島）、日本の侵略的植民地支配（竹島、尖閣諸島）にかかわる歴史的経過などの要素が存在しており、日本の無条件の「主権」が正統化されるものではない。「資源開発」もからんだこうした「領土」問題は、東アジアの平和の枠組みの構築の過程で、「共同利用」も含めた解決策がねばり強く練り上げられるべきである。

第4に「非軍事化」の構想を進めていく上で、あらためて深めていくべき課題は、「テロとの闘い」や「海賊対策」、地域紛争、あるいは地震・津波などの自然災害の救援・復興をめぐって「人道的支援活動の軍事化」というべき事態が進んでいることにどう対処すべきか、ということであ

る。この間、「人間の安全保障」というテーマともからんで、軍隊による「人道的国際貢献」が大きな論議になっている。

私たちは「軍事活動と警察活動」の一体化、あるいは「災害復興支援」の軍隊による代行に反対する。軍隊とは厳密に切り離された専門的な非武装の専門家集団によってこそ、人道的支援活動の目的が達成されるべきであり、国はそうした非武装の専門家集団の形成に最大限の支援を行うべきである。

私たちは憲法9条の改悪に反対し、9条を実現して国家の非武装化をめざす活動を継続する。それは米軍基地を撤去し、日米安保を破棄し、核兵器の全面廃絶と軍縮のための国際的な努力を通して、自衛隊の解消をめざすことである。

こうした非軍事化のための国際的営為は、なによりも東アジアの地において民衆運動自身によって積み重ねられなければならない。「平和・人権・民主主義・公正な社会」をめざす東アジアの人々の共同の運動を持続的に発展させていくことこそが、「非軍事化」を達成するための保障であり、国家間関係の「非軍事化」とそれぞれの社会における人々の関係の「非暴力化」が同時に追求される必要がある。